

第一百六十四回

参議院経済産業委員会、国土交通委員会連合審査会会議録第一号

平成十八年五月十八日(木曜日)
午前九時開会

出席者は左のとおり。

経済産業委員会

委員長
理事

加納 時男君

北川イツセイ君

佐藤 昭郎君

松山 政司君

若林 秀樹君

渡辺 秀央君

魚住 汎英君

倉田 寛之君

小林 芳正君

林 寧史君

岩本 健三君

小林 隆治君

浜田 昌良君

鈴木 英夫君

羽田雄一郎君

伊達 忠一君

脇 雅史君

山下八洲夫君

西田 実仁君

委員

国土交通委員会

委員長
理事

市川 一朗君

小池 正勝君

末松 信介君

田村 公平君

中島 真人君

松村 龍二君

加藤 敏幸君

北澤 俊美君

佐藤 雄平君

田名部匡省君

前田 武志君

柳澤 光美君

山本 香苗君

小林美恵子君

江崎 鐵磨君

北側 俊博君

松村 一雄君

小林 鐵磨君

龍二君

世木 義之君

温君

國務大臣

事務局側

大臣政務官

員

政府参考人

中小企業庁長官

迎

伊原江太郎君

柴田 高博君

山本繁太郎君

望月 晴文君

松山政司君

大庭政務官

官房商務流通審議會委員長

国土交通副大臣

常任委員會専門員

常任委員會専門員

國土交通副大臣

經濟産業大臣政務官

經濟産業大臣

國土交通大臣

副大臣

經濟産業大臣

國土交通大臣

國土交通副大臣

の大規模小売店舗ができるというような状況になつております。そういう意味では、大型店は居住者に対して利便性を与えるというプラスの面がある一方で、地元に住む商店街の方々が大変深刻に将来に不安を感じながら大きな問題になつてゐるのも事実でございます。

この中心市街地に立地することで多くの顧客を引き付けて活性化をするという一方、また逆に郊外に立地することが空洞化をつくると、こういう両面があると思いますけれども、そこでお伺いをいたしたいと思いますが、この郊外の大型店の出店、中心市街地が衰退した大きな要因の一つと思われますけれども、この要因はそれだけではないと私も考えます。それで、この中心市街地が衰退してきた要因についてどういう御見解をお持ちであるかということ。加えて、平成十年、まちづくり三法制定時に、今思いますが、そのときにこの立地規制も手当てする必要があつたというふうにも感じるわけですが、この中心市街地の現状を振り返って、どのように総括をされておられるかを、二階大臣と北側大臣にそれぞれお伺いをさせていただきたい存じます。

○國務大臣(二階俊博君) 中心市街地の衰退の要

因の一つとして、郊外の大型店の出店もただいま御意見のとおりであります。しかし、これ以外にも、商店街の方々と消費者の間の感覚の上において、言いにくいことではあります、多少ずれが生じているのではないかというふうなことも感じられるわけであります。いずれにしましても、様々な要因があることは松山議員がただいま御指摘のとおりであります。

中心市街地の衰退が進む中で、現行のまちづく

り三法についても、各市町村の計画について十分評価がなされないままに活性化につながる効果的な支援策を十分講じることができなかつたなど、お互いに反省すべき点がたくさんあることは否定することができます。新しい制度では、これらの真剣な反省の上に立つて中心市街地を衰退から再生へ向けて方向を転換していく、地域の方々の

一層の奮起をお願いする、そうした仕組みを導入しております、私は、今度の新しい法律によつて対応できる地域、というのは、日本全国の商店街の数が多いと限られた地域になることはやむを得ませんが、それでも商店街というものは、政

政府そして地方の公的な機関等が懸命にバックアップすると同時に、特に今度の法律では内閣総理大臣が中心になつて関係閣僚にも協力を呼び掛けられるわけでありますから、相当の成果を上げることができる、また上げなくてはならないというふうに考えております。

○國務大臣(北側一雄君) 私も全国あちこちへ行かしていただいておりますが、全國の地方都市の

中心市街地が非常に閑散とした状況にあるといふことを目の当たりにしてまいりました。

この要因につきましては様々あるかと思いますけれども、委員のおっしゃった大規模な集客施設

が郊外立地をどんどんされているということも一つございます。また、もう一つ大きな点を申し上げますと、私はこれが大変大きいと思うんですけれども、さらに、例えば役所だと

かそれから病院だとか学校だとか、そうした公共施設までが郊外に立地が進んでいる状況でござります。また、もう一つ大きな点を申し上げますと、私はこれが大変大きいと思うんですけれども、中心市街地の居住人口が減少していると、やはり、町といふのは人が住まないと活性化しないかないと私は思います。そうした様々な要因があつて中心市街地の衰退傾向に歯止めが掛かつてない状況でございます。

平成十年の際ももちろんこうした認識があつた

わけでございまして、特別用途地区の多様化などから特定用途制限地域、とか準都市計画制度の創設等々、市町村が必要とする場合には大規模集客施設を規制することができる、そうした制

度は導入されたわけですが、実効が上がっていないというのが現状である

と認識をしています。

確かに、それぞれの地域の人たちが必死で頑張つて何とか盛り上げているというところもございまして、私の地元の久留米でも、年間二百回を超えるイベントを必死でやりながら、二十万人と

いう人を集めて、焼き鳥フェスティアでありますとか

あるいは屋台まつりとか、いろんなことを工夫し

ており、私は、今度の新しい法律によつて対応できる地域、というのは、日本全国の商店街の数が多いと限られた地域になることはやむを得ませんが、それでも商店街というものは、政

府そして地方の公的な機関等が懸命にバックアップすると同時に、特に今度の法律では内閣総理大臣が中心になつて関係閣僚にも協力を呼び掛けられるわけでありますから、相当の成果を上げることができる、また上げなくてはならないというふうに考えております。

○國務大臣(北側一雄君) 私も全国あちこちへ行かしていただいておりますが、全國の地方都市の

中心市街地が非常に閑散とした状況にあるといふことを目の当たりにしてまいりました。

この要因につきましては様々あるかと思いますけれども、委員のおっしゃった大規模な集客施設

が郊外立地をどんどんされているということも一つございます。また、もう一つ大きな点を申し上げますと、私はこれが大変大きいと思うんですけれども、さらに、例えば役所だと

かそれから病院だとか学校だとか、そうした公共施設までが郊外に立地が進んでいる状況でござります。また、もう一つ大きな点を申し上げますと、私はこれが大変大きいと思うんですけれども、中心市街地の居住人口が減少していると、やはり、町といふのは人が住まないと活性化しないかないと私は思います。そうした様々な要因があつて中心市街地の衰退傾向に歯止めが掛かつてない状況でございます。

平成十年の際ももちろんこうした認識があつた

わけでございまして、特別用途地区の多様化などから特定用途制限地域、とか準都市計画制度の創設等々、市町村が必要とする場合には大規模集客施設を規制することができる、そうした制

度は導入されたわけですが、実効が上がっていないというのが現状である

と認識をしています。

確かに、それぞれの地域の人たちが必死で頑張つて何とか盛り上げているというところもございまして、私の地元の久留米でも、年間二百回を超えるイベントを必死でやりながら、二十万人と

いう人を集めて、焼き鳥フェスティアでありますとか

あるいは屋台まつりとか、いろんなことを工夫し

なつておつたというふうに考えております。中心市街地を、もちろん商業振興も大事なわけございませんが、人が居住する生活空間、人が交流する生活空間というふうにとらえていくことがやはり大事なわけでございまして、図書館とか病院とか、そうした都市機能をやはり中心市街地に集積をしていく、また町中居住を促進をしていくと、こうした措置が必要であるというふうに思います。

また、今はモータリゼーションが進展をしておりますので、一つの自治体で様々なまちづくりに関する計画を作つたとしても隣の市で全く相反するまちづくり、都市計画ができてしましますと、これは効果が發揮いたしません。やはり、広域的な観点からの適正立地を図つていくという位置がやはり不十分であつたというふうに考えております。

今回の法改正におきましては、こうした反省点にも立ちまして、中心市街地の振興のための支援策の充実とともに、都市機能の適正な立地のための都市計画制度、具体的には、従来はこうした大規模集客施設につきましては、都市計画区域内でも九割では立地が可能であつたわけですが、が、今回は原則と例外を転換いたしまして、むしろ九割、都市計画区域内の九割では原則立地ができない、こういうふうな適正立地をしていくための都市計画制度をつくらしていただいたわけ

そこで、郊外の開発を抑制してコンパクトシティを目指すということ、特に一つの市町村の地域を超えた商圏、これを前提とした大型集客施設の立地をコントロールする調整機能、この広域

調整機能を発揮させることが必要だということ、これまでの都市政策の理念から考

えると大きく転換をしていくのかなというふうに思いました。

そこで、郊外の開発を抑制してコンパクトシティを目指すということ、特に一つの市町村の

地域を超えた商圏、これを前提とした大型集客施設の立地をコントロールする調整機能、この広域

調整機能を発揮させることが必要だということ、これまでの都市政策の理念から考

え

な都市構造やインフラに影響を与えます大規模集客施設につきましては、これまでには都市計画区域の中の九割ということで、広い範囲で立地可能であつたわけでございますが、今回は原則を逆転いたしまして、いつたん立地は制限すると、その上で、立地しようとする場合には用途地域の指定あるいは変更をする。あるいは新しい地区計画でもつてその決定といつた都市計画の手続を通じて地域の判断を要することにいたしてございます。この用途地域の指定・変更・地区計画の決定といつた都市計画の決定は市町村が行うことになりますが、この決定に当たりましては、広域的な観点から都道府県知事と協議、同意を要することとなつてございます。

さらに、今回、法律の改正をお願いいたしておりますのは、都道府県知事がその協議に当たりまして、周辺の関係市町村から意見聴取などの協力を求めることもできるということにいたしてござります。

また、中心市街地の活性化等につきましての連携でございますが、これは内閣総理大臣をヘッドといたします中心市街地活性化本部をつくって各

省庁が連携して協力して対応していくということがございます。これは、国土交通省の社会資本整備に関する各種施策あるいは経済産業省の商業支援のための各種施策・支援というものを共同し

て、そのほかも連携してやつていくことが一つございます。

また、土地利用の規制でございましても、都市計画区域の外につきましては、原則、都市計画的

な制限は加わらないわけでございますが、一部、市町村が決めます準都市計画区域では規制が利くことになつてございますが、今回は、ただ、その運用は、農用地等の部分については準都市計画区

域の対象としない運用とされておりまして適切な規制ができなかつたわけでございますが、今回

は、まず一つは、都道府県知事に準都市計画区域の決定ができるということで、広域的な決定ができたわけですが、今回は原則を逆転いたしまして、いつたん立地は制限すると、その上で、立地しようとする場合には用途地域の指定あるいは変更をする。あるいは新しい地区計画でもつてその決定といつた都市計画の手続を通じて地域の判断を要することにいたしてございます。

この用途地域の指定・変更・地区計画の決定といつた都市計画の決定は市町村が行うことになりますが、この決定に当たりましては、広域的な観

点から都道府県知事と協議、同意を要することとなつてございます。

さらに、今回、法律の改正をお願いいたしてござりますのは、都道府県知事がその協議に当たりまして、周辺の関係市町村から意見聴取などの協力を

求めることもできるということにいたしてござ

ります。これらの措置によりまして、商圏が一市

町村を超える大型店の立地につきましても必要な

広域調整が図られるという具合に考えてございま

す。

また、中心市街地の活性化等につきましての連

携でございますが、これは内閣総理大臣をヘッド

といたします中心市街地活性化本部をつくって各

省庁が連携して協力して対応していくということ

がございます。これは、国土交通省の社会資本整

備に関する各種施策あるいは経済産業省の商業支

援のための各種施策・支援というものを共同し

て、そのほかも連携してやつていくことが一つござります。

また、土地利用の規制でございましても、都市

計画区域の外につきましては、原則、都市計画的

な制限は加わらないわけでございますが、一部、

市町村が決めます準都市計画区域では規制が利く

ことになつてございますが、今回は、ただ、その

運用は、農用地等の部分については準都市計画区

域の対象としない運用とされておりまして適切な

規制ができなかつたわけでございますが、今回

は、まず一つは、都道府県知事に準都市計画区域

の決定ができるということで、広域的な決定がで

きました。農林水産省とも連携をいたしまして、農用地、農地を含め土地利用の整序又

は環境の保全が必要な区域に広く指定できるとい

うような形で、より効果が上がるよ的な指定をし

ていただきたいというようなことも考えているところ

でございまして、いずれにしても、各省庁連

携をして中心市街地の活性化に取り組んでいきた

いという具合に考えております。

○松山政司君 ありがとうございました。終わりま

す。

○小池正勝君 自由民主党の小池正勝です。

もう時間もありませんので、端的に御質問をさせ

ていただきます。

今回の法改正でございますが、これは先ほども

お話をございましたように、拡散型の都市構造と

いうものを内向きに、中心地の、中心商店街のに

ぎわいというのを求めてベクトルを内向きに変え

ていこうということございませんから、正に時宜

にかなつたということだらうと思つております。

都市要素も中心地に立地させようと、大変正に時

宜にかなつておる。そこで、公共公益施設を中心

地に立地させると、これは正に時宜にかなつてい

るんですが、その公共公益施設ということではな

いことについてちょっと御質問したいと思つてお

ります。

と申しますのは、昨年、これは日本全国でそ

でしたけれども、ダイエーが閉店ということにな

りました。そうしますと、地方の都市は正にダイエー

が核店舗であったことがありますから、地方

都市というのが大変困ったという状況が各地で起

こつたわけであります。

私は、徳島でございますが、徳島市でもダイエー

がありました。ダイエーが閉店をいたしました。

大変困りました。よく大型店と一般

の商店街対立すると言われますが、徳島はそんな

ことはありません。中心地に立地したダイエー

は、正にその周りにある商店街と共存共栄、核的

な店舗であるダイエーがあつたればこそ、そこには、出ていたお客様が商店街にも寄つてくれるというふうな店舗で、共存共栄でやつきました。にもかかわらず、一方的にダイエーが閉店ということになりまして、ダイエーが閉店したという影響は非常に大きかつたと、これは徳島だけではないと思います。そんな中で、こういった事業者の一方的な閉店に対しても、やはり責任ある対応を求めていかなければならぬんだと私は思つております。

そういう思いでこの法案を読ましてもらいますと、第六条に、事業者は国又は地方公共団体が実施する施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならないという規定が入つております。これは正に大型店の撤退のときの措置というのを想定しているんではないかと思うんですが、そのかどうかということ、もし、そのと想定しておられるのか、御答弁をお願いします。

○政府参考人(迎陽一君) 正にただいま御指摘のとおり、大型店というのは、例えばその中心部に立地をする場合については集客の核となるというふうな役割を果たしておるわけですが、なにがどうかと、もしかしたら、地域密着産業として是非まちづくりの活動にもしつかりした機能を果たしていつてもらうこと

が期待されるわけでございますけれども。

ただ、一方で、ダイエーの例ございましたけれども、企業の再建とかあるいはお店の売上げの状況とかで撤退がやむを得ないと、ふうなケースもあるわけでございます。こうした場合におきましても、やはり企業としての自らの社会的な責任の一環として、なるべく元に迷惑を掛けない、あるいはそういうものを緩和するということがあるわけでございます。

具体的に申し上げますすれば、退店することがやむを得ない場合においても、なるべく事前に、急に撤退をするというふうなことではなく、前広に

その情報の提供をすると。あるいは、出でていた後、施設に適切な別の店が出店をするようなこと、別のテナントを探すと、うなことについても協力をする。あるいは、そこで雇用をしていて、大変ショックが大きいし、それでも、商業立地の方と地元の方たちの再就職先を探す

店街に来るお客様も一気に減つてしまつて、ダイエーが閉店したと、こういったことについても極力協力をすると、こういったことが期待をされるわけでございます。

○小池正勝君 そこで、大型店が撤退した後の話

を今度はさせていただこうと思うんですが、大型店が撤退した後、ぽつかり穴が空いてしまつたところに来てもらう、ということがもう一番なわけですね。この協力というふうなことを私どももしっかりと促してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○小池正勝君 そこで、大型店が撤退した後の話

を今度はさせていただこうと思うんですが、大型店が撤退した後、ぽつかり穴が空いてしまつたところに来てもらう、ということがもう一番なわけですね。この協力というふうなことを私どももしっかりと促してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○政府参考人(迎陽一君) 御指摘のとおり、大型店が撤退をしたと、そうして大きな店の施設が空いたまま残っているというふうなこと、ケースがあるわけでございますけれども、そうしたところに別の事業者がその施設を利用して速やかに開店をしていく、だくというふうなことが中心市街地の活性化を考えるに当たつては期待をされるわけ

でございます。

今回、新しい法律の中では、こうしたケースを

中心に、中心市街地に大型店が迅速に立地ができるようにするために、大店立地法の規制の緩和といふうなオプションを選択をするということが地域の発意でできるようにしております。

具体的には、大規模小売店舗の出店に際しましては、大店立地法の規制上、都道府県への届出後八か月間は出店できないということになつておるわけでござりますけれども、地域の判断で特例区域を設定いたしますと、こうした八か月という期間を置かずに出店をすることができるというふうな制度を設けました。地域の発意によつてこうした措置も是非御活用をいただきたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○小池正勝君 商店街の皆さんには今、大変な努力をしておられます。正に必死に努力していると思うんですね。そのときに、商店街、もちろん活性化に向けてどこでも努力はしているんですが、その努力をするときに、各地域らしいもの、徳島であれば徳島らしい商店街として人がたくさん来てもらえるようにしようと、そんなことをみんなで知恵を絞つて努力をしています。

例えば徳島の例を申し上げますと、徳島らしさって何だろうかといふと、これもいろいろあります、一般には徳島といえばすぐ思い出すのは阿波踊りと、こうなるわけですから、その阿波踊りを生かした商店街の活性化をしようということですで中心地の商店街が立ち上がりまして、阿波踊りというのは八月の十二、十三、十四、十五、四日間しかありませんけれども、しかし、本番に向けてもうこのゴールデンウイークが終わると町中の各地で練習をしているんです。そこで、夜の商店街というのは、大変残念なことですけれども、人通りが少なくなつてしまします。シャツターハンド、こういうふうにもやゆされているわけです。そこで、それを逆手に取つて、あれば、阿波踊りの有名連の練習会場としてアーケードを提供しようと、そこでやつてくれと。そうすれば観光客も集まるし、人も集まるし、シャツターも上がるしということで、今やろうとしております。こういった努力、もちろん夜遅くなりますが、商店主の方も夜遅くまで当然残つて店をやるという格好になるわけですけれども、こういう努力をするんだけれども、一方で、そこは道路でこ

ざいますから、市道でございますから、当然規制が掛かると。もちろん夜ですからほとんど人は少ないんだけれども、しかし一般的の道路であることは間違いありませんから、当然その規制というのは掛かってまいります。

そんな中で、規制との調整をしながら、しかし徳島らしい商店街として汗をかこうと今一生懸命していきますので、どうかそこは、政府一丸となつて取り組んでいただくということの中でも、もちろんできないものはできない、これはしようがない話ですけれども、できる限りの御支援というのをお願いして、徳島あるいは各地域の一生懸命必死になつて努力しようとしている芽を摘まないでほしい、努力に支援の手を差し伸べてほしいと思うんです。

そして、もう一つお願いしたいことは、今の中心商業地の予算というのは、よく中心商業地関連の予算という一覧表を見せてもらいますと、全部足し合わせると一兆円にもなります。しかしそく読んでみると、それは中心商業地でも使えるし、ほかのところでも使えるという予算なんですね。やはりそれでは具合が悪い。やはり、中心商業地の皆さん、とりわけ徳島のように一生懸命努力しているところは厚く厚く重点配分していただきたい。

このことを、この二点を、規制に対して手を差し伸べてほしいということと重点配分してほしい、この二点を是非大臣に御答弁をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(二階俊博君) 今、小池議員から、小池議員は、もう皆さんも御承知のとおり、徳島の市长もお務めになられ、建設省の役人としても御活躍されたわけですから、答弁もみんな承知をしておられるわけであります。私は、ただいまの御意見、非常に参考にさせていただきたいと思いまます。

阿波踊りというのは、今や日本人の心の中にあらの真夏の徳島のパワーが焼き付かれております。そして、テレビを通じて各地にこれが放映され

て、みんなあの勢いを、元気を少しずつ分け与えていただいてる、こんな状況であります、最近は、聞くところによりますと、海外からも非常に御招待の声が多くて、海外にも随分御活躍をいただいてるようであります、阿波踊りを活用して商店街を活性化しよう、私は大賛成であります。そうしたことに対し経済産業省改めて何かの面でお手伝いをさせていただきたいと思います。

また、これは議員も御承知かと思いますが、ロボットがまだこんなに盛んになつていらないころに、徳島大学工学部の先輩たちといいますか、そういう関係者が御努力いただいて阿波踊りロボットというものを開発して、ロボットに浴衣を着せて踊るわけであります、これはもう申すまでもなく、二十四時間踊つても疲れを見せないわけであります、私は、なるほど徳島の意気込みといふかパワーは大変なものだなというふうに思つておりますし、また、日ごろからも徳島の観光における掛けの人に對してはいつも有名連が、別の会場で料金を払えばみんなこの阿波踊りをいつでも見学することができる、こういうことをおやりになつておりますが、商店街がこうした問題に対しても積極的にお取り組みになることに対しまして、道路の問題は北側大臣の範囲であります、私ができ得ることに關して政府一体になつて取り組んでいきたい。

今回は、度々申し上げておりますが、内閣総理大臣を本部長として商店街の問題に取り組むというのは、これはある意味では開闢以来のことじやないかと思います。しかし、内閣総理大臣が本部長などというこのケースはいろんな場面にたくさんあるわけであります、この間も国会答弁を、総理の答弁を伺つておつたら、自分は二分間しか出れないようなそういう本部を開いてもらつても何にもならないと、それよりもっと担当大臣がしっかりとやつてもらうことの方がいいんだというような御答弁をなさつておりましたが、私は、それはそれとして、内閣総理大臣を市街地活性化本

部の本部長に据えたということ、これは政府の責任において総合的に取り組んでいこうということありますから、関係各省挙げて御協力申し上げられるよういたしたい。

そして、徳島のその今の商店街がうまく入るかどうか、私は個々のことには調べをしておりませんが、今度私どもの省で、立派な元気のある日本との商店街七十七をピックアップして、そして一定のステージに乗せて、多くの皆さんから、よし、我々もあれに負けないようにして、あの程度のことならその次の年の七十七には我々も入れるだろうと、そういう奮起を促すことなども考えておりますので、また、お地元におきましても御協力をお願いしたいと思います。

○小池正勝君 終わります。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。
おはようございます。

今日は、経済産業省、大臣を中心に御質問をさせていただきたいと思います。

今回の中活法の改正でございますけれども、郊外におきます大型店の立地を規制していくということのこと 자체が、即、中心市街地を活性化していくということには当然ならないわけでござります。郊外への拡大、拡散を規制して、そして中に持つてくるというその方向性は、今後の人口減少、また高齢社会、さらには環境や財政の問題、様々な政策目標からして、大変に、今もうなさねばならないと私も思っております。

しかし、経済産業省での小売店舗等に関する世論調査を見ても、やはり郊外に住んでいる人たちの快適さ、利便性を感じている郊外居住者というのはもちろん現状では非常に多い。そして、今後の中づくりの在り方を問うたときには、まあいのところ、にぎわいをつくってくれればいいという。必ずしも、この目標とする政策の方向性と郊外に住む人たちの意識というものにはまだ現状ではギャップがある。しかし、そちらに持つていいかなきやいけないと、こういうことであります。

す。

私は、そういう意味では、大臣に問わせていました。だいたいんですけども、郊外への立地を規制していく、そして一方では中心市街地を活性化していく、今快適さを感じている郊外に住んでいる多くの住民の人たちが納得をしてこの政策に協力をしているただく、また取り組んでいくということを考えたときには、やはりかなりスピード感を持つてこの中心市街地の活性化というものを進めていかないといけないのではないかというふうに思います。さもないと規制だけが目立つてしまつて、中心市街地を活性化していくというメリット、今でいえば、ある意味では規制をしていくことによつて感じるデメリットを超える、上回るメリットというものをスピード感を持って実現をしていくという中心市街地の活性化策というものが求められていると私は思います。

そこで、大臣に問わせていただきたいと思いますが、こうした政策目標を達成していくまでの期間をどういう程度想定されておられるのか、また、こうしたスピード感を持つて中心市街地を活性化していくことについての御認識、さらにお取組、これをまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(二階俊博君) 中心市街地の現状については、議員も御承知のとおり、一部には現在改善の傾向が見られておりますが、多くの地域では、御指摘のように、居住人口や売上げが減少するなど厳しい状況がありますので、活性化に対する課題解決については、ただいま西田議員から御指摘のとおり、正にスピード感を持つて活性化対策に取り組まなくてはならないという御指摘はもつともなことです。

それぞれの中心市街地が活性化するまでの取組の期間につきましては、地域ごとにそれぞれの状況や取り組む内容が異なるわけでありますから、これは地域別に一齊にスタートするように取り組まなくてはならないという御指摘はございませんが、今御指摘にあります

したように、待つたなしといいますか、本当に商店街の今日の衰退の状況ということに関しては、少しだけいいんですけども、郊外への立地を規制していく、そして一方では中心市街地を活性化していく、今快適さを感じている郊外に住んでいる多くの住民の人たちが納得をしてこの政策に協力をしているただく、また取り組んでいくということを考えたときには、やはりかなりスピード感を持つてこの中心市街地の活性化というものを進めていかないといけないのではないかというふうに思

ます。さもないと規制だけが目立つてしまつて、中心市街地を活性化していくというメリット、今でいえば、ある意味では規制をしていくことによつて感じるデメリットを超える、上回るメリットというものをスピード感を持って実現をしていくといけないといけないのではないかというふうに思つております。

しかし、地方から聞こえてくる声の中には、大型店と地域の商店街との協調関係が十分なされていないような事例もたくさんありますし、商工会議所へ加わらないとか、いろんな会議に一緒にやらないかと言つたつて会費すら払わないといつて怒つておられる人たちもおるわけありますが、これからは大型店と地域が協調してやっていけるようになります。

市町村が作成する基本計画におきまして、地域自らが、中心市街地の活性化目標の達成までの期間と、その間の個々のスケジュール、これを定めさせていただくようにしたいと思っておりますが、経済産業省としましては、度々申し上げてまいりましたが、それの局を総動員する、地方の局を総動員する、同時に、本省におきましても、じつと机に座つて待つておるんではなくて、我々の側

にあつては、その間の個々のスケジュール、これを定めさせていただくことが何よりも重要だと思っております。そこで、この意欲的な自治体というのを想定しているのか。多分幾つかの指標、数値等もあるかと思いますので、この意欲的な自治体の具体的な内容につきまして御質問させていただきます。

○政府参考人(迎陽一君) 新しい中心市街地活性化法案では、市町村が作成された基本計画について内閣総理大臣による認定制度を設けると、そして認定を受けたものについて重点的に支援を行つていこうということで考えておるわけでございます。

しかば、実際にどういったものについて認定をしていくかということでござりますけれども、これについては、例えば中心市街地の居住人口についてどのように増やしていくのか、あるいは空き店舗をどのぐらい減少させるとか、あるいは通

行量をどれぐらい増やしたい、明確なその数値目

標を定めて取り組んでいただく。それからまた、

過去の支援を見ますと、例えば山口県の防府市

などで行われているチャレンジショップ事業で

は、五店舗中四店舗が独立開業をしたなどとい

うふうに認識しているところでございます。

今回のまちづくり三法の見直しを踏まえまし

盟していくといふことも今も摸索をしているといふような話も聞きました。そういう意味では、少しずつ動き出しているところもある。しか

しながらまだそうないところも数多くあるといふところで、今大臣がお述べいただきました諸施

策を集中して、そしてスピード感を持つてこの中

心市街地を是非とも活性化していきたいと、こう

うところで考えておる次第でございます。

○西田実仁君 今、空き店舗の話もございまし

た。空き店舗をどの程度減少させるかというの

も、この意欲的の具体的な内容にも入つてくるといふことであります。

そこで、このいわゆる空き店舗に新規参入者、空き店舗を新規参入者に貸していくこというチャレンジショップ事業というのがあろうかと思いま

す。このチャレンジショップ事業がどの程度全国で今活用されているのか。また、スピード

感を持って中心市街地活性化をしていくために

は、こうした私は新規参入者に対するこのチャレ

ンジショップというのはもつと強力に、ある意味

では抜本的に改革をしていく必要があるんではな

いかというふうに思つておりますが、その点いか

がございましょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 先生御指摘のチャレ

ンジショップ事業につきましては、商店街に新たに出店しようとする商業者を育成したり、空き店舗対策全体に生かしたり、商店街に地域特産展などの特色を出すとかいう目的で広く支援策を講じてまいりました。具体的には、空き店舗を活用した場合に、店舗の改装費、家賃、効果の検証などに関する委員会開催経費などにつきまして補助を行つてきておりまして、ここ三年間で具体的には四十四地域におけるこういった事業について支援をいたしております。

過去の支援を見ますと、例えば山口県の防府市

などで行われているチャレンジショップ事業で

は、五店舗中四店舗が独立開業をしたなどとい

うふうに認識しているところでございます。

今回のまちづくり三法の見直しを踏まえまし

す。

私は、そういう意味では、大臣に問わせていました。だいたいんですけども、郊外への立地を規制していく、そして一方では中心市街地を活性化していく、今快適さを感じている郊外に住んでいる多くの住民の人たちが納得をしてこの政策に協力をしているただく、また取り組んでいくということを考えたときには、やはりかなりスピード感を持つてこの中心市街地の活性化というものを進めていかないといけないのではないかというふうに思つております。

しかし、地方から聞こえてくる声の中には、大型店と地域の商店街との協調関係が十分なされていないような事例もたくさんありますし、商工会議所へ加わらないとか、いろんな会議に一緒にやらないかと言つたつて会費すら払わないといつて怒つておられる人たちもおるわけありますが、これからは大型店と地域が協調してやっていけるようになります。

市町村が作成する基本計画におきまして、地域

自らが、中心市街地の活性化目標の達成までの期

間と、その間の個々のスケジュール、これを定めさせていただくようにしたいと思っておりますが、経済産業省としましては、度々申し上げてまいりましたが、それの局を総動員する、地方の局を総動員する、同時に、本省におきましても、じつと机に座つて待つておるんではなくて、我々の側

にあつては、その間の個々のスケジュール、これを定めさせていただくことが何よりも重要だと思っております。

そこで、この意欲的な自治体というのを想定しているのか。多分幾つかの指標、数値等もあるかと思いますので、この意欲的な自治体の具体的な内容について御質問させていただきます。

○政府参考人(迎陽一君) 新しい中心市街地活性化法案では、市町村が作成された基本計画について内閣総理大臣による認定制度を設けると、そして認定を受けたものについて重点的に支援を行つていこうということで考えておるわけでございま

す。

しかば、実際にどういったものについて認定をしていくかということでござりますけれども、これについては、例えば中心市街地の居住人口についてどのように増やしていくのか、あるいは空き店舗をどのぐらい減少させるとか、あるいは通

行量をどれぐらい増やしたい、明確なその数値目

標を定めて取り組んでいただく。それからまた、

過去の支援を見ますと、例えば山口県の防府市

などで行われているチャレンジショップ事業で

は、五店舗中四店舗が独立開業をしたなどとい

うふうに認識しているところでございます。

今回のまちづくり三法の見直しを踏まえまし

す。

私は、そういう意味では、大臣に問わせていました。だいたいんですけども、郊外への立地を規制していく、そして一方では中心市街地を活性化していく、今快適さを感じている郊外に住んでいる多くの住民の人たちが納得をしてこの政策に協力をしているただく、また取り組んでいくということを考えたときには、やはりかなりスピード感を持つてこの中心市街地の活性化というものを進めていかないといけないのではないかというふうに思つております。

しかし、地方から聞こえてくる声の中には、大型店と地域の商店街との協調関係が十分なされていないような事例もたくさんありますし、商工会議所へ加わらないとか、いろんな会議に一緒にやらないかと言つたつて会費すら払わないといつて怒つておられる人たちもおるわけありますが、これからは大型店と地域が協調してやっていけるようになります。

市町村が作成する基本計画におきまして、地域

自らが、中心市街地の活性化目標の達成までの期

間と、その間の個々のスケジュール、これを定めさせていただくようにしたいと思っておりますが、経済産業省としましては、度々申し上げてまいりましたが、それの局を総動員する、地方の局を総動員する、同時に、本省におきましても、じつと机に座つて待つておるんではなくて、我々の側

にあつては、その間の個々のスケジュール、これを定めさせていただくことが何よりも重要だと思っております。

そこで、この意欲的な自治体というのを想定しているのか。多分幾つかの指標、数値等もあるかと思いますので、この意欲的な自治体の具体的な内容について御質問させていただきます。

○政府参考人(迎陽一君) 新しい中心市街地活性化法案では、市町村が作成された基本計画について内閣総理大臣による認定制度を設けると、そして認定を受けたものについて重点的に支援を行つていこうということで考えておるわけでございま

す。

しかば、実際にどういったものについて認定をしていくかということでござりますけれども、これについては、例えば中心市街地の居住人口についてどのように増やしていくのか、あるいは空き店舗をどのぐらい減少させるとか、あるいは通

行量をどれぐらい増やしたい、明確なその数値目

標を定めて取り組んでいただく。それからまた、

過去の支援を見ますと、例えば山口県の防府市

などで行われているチャレンジショップ事業で

は、五店舗中四店舗が独立開業をしたなどとい

うふうに認識しているところでございます。

今回のまちづくり三法の見直しを踏まえまし

す。

レンジショップ支援を実施してまいりたいと考えているところでございます。例えば本年度に拡充いたします戦略的中心市街地商業活性化支援事業の中におけるレンジショップ支援では、商業活性化アドバイザー派遣制度という制度が、アドバイザーを派遣する制度がございますけれども、これとチャレンジショップ支援と連携をして、図つて、施策を図つてまいりたいと思っております。

チャレンジショップにて行います商業活動に専門家の適切なアドバイスが加味されまして、経営が早期に軌道に乗り、それが町の活性化につかることと寄与する支援とするというようなことなど、制度の効果的運用を更に徹底をしてまいりたいと思つておりますし、今後とも商店街の空き店舗や商業オフィスを有効活用し、様々な人材が商業活動やコミュニティ活動を積極的に行えるよう支援策について常に検討してまいりたいと思つておる所存でございます。

○西田実仁君 これまで、選択と集中という今回の中全市街地活性化法でございますが、これまで計画してきた中全市街地活性化関連の投資は、こゝで今回新しく中全市街地活性化法の中ではどういふ扱いになるんでしょうか。これまでのは全部凍結になつてしまふんでしょうか。それとも、また新たな中全市街地活性化法の枠組みの中で、またそこで選択をされれば集中的に投資をされるということなんでしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) 現行法の下で全国多数の市町村におきまして基本計画といふうなもののが作られておるわけでございます。これにつきましては、新しい法律の下におきまして、例えば現行法の下で定められております信用保険法の特例でございますとか債務保証等の支援策については、適切な経過措置を設けておるわけでございます。それから、今現在の基本計画に基づいて市町村やあるいは民間で講じられている独自の取組については、法改正によって何かそれが妨げられるとい

うふうなことではありません。一方で、現行法で策定された基本計画そのままでは国の支援とうのを新たに受けるということはできないわけですが、ございまして、先ほど申し上げましたように、そのためには新しく国の認定というのを受ける必要があるわけでございます。

したがいまして、今的基本計画というもの、これについて、その実施状況ですか効果ですかと見て、いただいて、さらに、認定の要件に合致するような数値目標を含めるとか、あるいは事業の中身を見直すといふことで、新法下にふさわしい基本計画というのを各地域ごとに、今のをベースにもう一回お考えいただいて、是非ともいい計画をその認定に向けて出していただきたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○西田実仁君 できる限りスムーズに、滑らかに移行できるようにお願いしたいと思います。

最後に、今回の都計法並びに中活法のクロスする部分いたしましては、準工業地域における大型集客施設の扱いだと思います。三大都市圏ではその要件が異なつてくるというふうに理解しております。そこで、国交省に確認の御質問をさせていただきたいと思います。

ここで言うところのいわゆる三大都市圏というものははどういう地域を想定をしておられるんでしょうか。様々、法律に基づくものがあろうと思ひますので、今の段階で想定している三大都市圏の範囲をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(柴田高博君) 三大都市圏の範囲についてございますが、これは中心市街地の活性化を図るために基本方針の中で明らかにしていきたいと、定めたいという具合に考えてござります。

それで、想定される範囲いたしまして、経済活動等の状況から見て一体としての大都市圏が形成されていること、また都市計画制度その他法令上の都市圏の取扱いを踏まえますと、例えば首都

○西田実仁君 済みません。今のお話ですが、三
大都市圏は首都圏整備法に基づくということになりますと、埼玉では熊谷市と深谷市というの
の範囲のちょうどどざれるところでもございます。
当然、線を引けばどこかでそういうことは生じて
くるとは思いますけれども、その辺もその運用の
面で滑らかにいくようにお願いをして、質問を終
わりたいと思います。
ありがとうございました。

○委員長(加納時男君) 西田実仁君の質問が終わ
りました。

〔委員長退席、国土交通委員長羽田雄一郎
君着席〕

○柳澤光美君 おはようございます。民主党・新
緑風会の柳澤光美でございます。

今回の中心市街地活性化法と都市計画法の改正
でございますが、この法案には私も個人的に大変
関心を持っておりまして、皆様の御配慮で質問の
機会をいただきまして、感謝を申し上げたいと思
います。しかも、連合審査会で質問させていただ
くことになりまして、大変緊張もいたしております
す。また、二階経済産業大臣、あるいは北側国土
交通大臣には初めて質問させていただくことにな
ります。どうぞよろしくお願ひしたいと思いま
す。

まず、今回の法改正に当たつての基本的な認識
についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正は、少子高齢化の進展や人口減少社会
など環境の変化に対して、一言で言えば、アクセル
セルとブレーキを駆使して真のまちづくりを行う
交通大臣には初めて質問させていただくことにな
ります。どうぞよろしくお願ひしたいと思いま
す。

そこで、改めてお伺いしたいと思いますが、今回の法改正に踏み切るきっかけとなつた一番の要因はどこにあるのか、そして、なぜ今なのかということを両大臣に教えていただければと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 柳澤議員のただいまの御質問でございますが、誠に今回の改正の一一番のポイントをつかれているものであります。

まちづくり三法の制定の後も中心市街地は、一部の正に例外を除いて、全体的には厳しい経営の状況が続いていることは議員も御承知のとおりであります。中心市街地は、地域社会の、また経済・文化活動の拠点でありますし、言わば地域を代表する顔でもあるわけであります。この顔が元気を失つておるような状況になつてしまいまして、これはその地域にお住まいの人たちも、またその地域で御商売をやっておられる方々はもちろのこと、関係者の間でこれを何とかしなければならないということで大きな声となり、やがてそれは国全体として取り組む必要があるのでないかと、それぞれの地域の再生に向けてその声は大きくなつねりとなつてまいりました。

また、ただいまも御質問にありましたように、少子高齢化、人口減少社会が進展する中で、人々の焦りというか、これ大変な状況を迎えたといふことで、都市の無秩序な拡散傾向から地域住民が町中に住んで生活や活動をしていくけるようなまちづくりへ方向転換をする必要があるのではないか、ただいまの御質問の一番のポイントであろうと思いますが、私どもは正にその方向転換を決意をしたところであります。

こうしたことから、このたび、中心市街地活性化法の改正を行うとともに、中心市街地に人や機能を呼び戻し、正にぎわいを回復していくためのみ頼つておるだけでは、私は、全国の商店街のみの制度を導入すること、これを考えたわけであります。

しかし、私は、この法律を皆さんのおかげで仮に成立をさせていただいたとしても、この法律に

活性化には決してそんな安易なことでつながるものではない、これからはあらゆる政府の施策を駆使して、是非商店街に明るい元気な声が聞こえてくるように、若者たちも定着できるように、そうした商店街活性化に向けて、これをきっかけに私も更に積極的に取り組んでまいりたい。

したがいまして、先ほども申し上げましたように、これから、ただいま全国の立派な活躍をしていただいているにぎやかな商店街を中心に、成功事例もあるわけでありますから、これを網羅してまた皆さんにごらんに入れて御批判をいただき御協力をいただきたいと、このように考えておる次第であります。

○國務大臣(北側一雄君) 今、二階大臣の方から中心市街地の活性化という観点からお話をございましたので、私の方からは、都市機能の適正立地という観点から今回の趣旨についてお話をさせていただきたいと思います。

昨年から我が国はいよいよ人口減少社会に突入をいたしました。これから、長い間、持続的に人口減少が続いていくことはもう間違いないません。また、本格的な高齢社会というのもこれからやつてまいります。団塊世代がいよいよ定年退職時代に入つてくると、本格的な高齢社会の到来はまさしくこれからござります。そういう人口構造の面からも大きな転換点にあるのが今だというふうに、まず、考えております。

さらに、これから時代は、エネルギー対策にせよ、環境重視、更には景観重視、環境とか景観とかそうしたものが重視されるまちづくりにおいていかねばならないと思います。また、そうしたもののが非常に高くなっている時代になつてゐるのではないかというふうに考えておりま

のこういう人口減少社会の中でやはり限られた予算を有効に使っていくという観点からは、むしろ考え方を大きく転換して、既存ストック、既存ストックも相当蓄積をしてきたわけでございますの

に、これから、ただいま新たに開発をしていく、むしろ中心

くべきではないか。

こうした考え方立つてまちづくりということは既存のストックをいかに有効活用していくか、リニューアルをしていくかということに重点を置

部にも住み、そこで生活もありお仕事もあり交流もあると、そうしたまちづくりを志向していくべきではないか。特に高齢者の方々から見ますと、もう車に過度に依存するような社会であつてはならないわけございまして、やっぱり歩いて暮らせるまちづくり、自分の生活空間の中に必要なものが、病院にしても様々な文化施設にても教育施設にしてもそろつていると、一応そろつて

いるし、そうしたまちづくりをこれからは志向していく必要があるという観点からは、都市機能の様々な立地について適正立地をしていく、そうしてまちづくりを志向していくべき、そういう観点から都市計画法の今回見直しをさせていただいた次第でございます。

○柳澤光美君 連合審査というのは、二人の大臣にお答えいたたくともう十分も過ぎてしまつて、この後どういうふうに質問を進めようかななどというふうに今ちょっと迷つておるんですが。

一つは、今回の法案が出てきた経緯の中で、その作成あるいは提出がどちらかといふと国土交通省が中心になつてゐる。むしろ、経済産業省の方は規制緩和や地方分権も踏まえてむしろ規制関係には異論もあつたと聞いております。その意味では、ブレークの都市計画法が先にあつて、後からアクセルの市街地活性化法が出てきているという印象がぬぐえない部分があります。

ですから、今週初めの日経の社説にも載りまし

たけど、そこに、今回の三法改正は駆前などに土地を持つ商店主や地権者が推進の原動力になつたとされる、市役所などの公共施設の郊外移転で町の空洞化に拍車を掛けた自治体が大型小売店に責任転嫁をする形でこれを後押ししたという記事がございましたが、これに対しても反論がございました。たら御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(北側一雄君) それでは、ブレーク役の私の方から答弁をさしていただきますが、私は、その日経の社説、読ませていただきましたが、それでも、率直に申し上げて、よく理解していただけないなというふうに思つておるが率直な感想です。

今私が申し上げた、時代の大きな変化の中に、今、我が国社会があつて、まちづくりの考え方も大きく転換をしていかないといけない、そういう時代に今いるということをまず認識をしていただ

く必要がある。

それから、商業調整をしようとしているのではありません。あくまで都市機能の立地について規制をしていくわけございます。それは何も大規模店舗、大手のスーパーだけをねらい撃ちにしているわけじゃありません。市役所だとか病院だとか学校だとかそういう公共公益施設について、郊外にどんどん移つていくと、それで本当にいいんですけど、そうじゃないんじやないでしようかと。

これから時代を考えたら、やはりそうした公共施設についても中心市街地若しくはその周辺にきちんと立地されていくような、そうしたまちづくりをした方がこれからの中代にとつても大切なのではないでしょうか、そういう観点から私どもは今回の都市計画法について提出をさせていたいたいたところでございまして、是非御理解をお願いしたいと思っておるところでござります。

○柳澤光美君 もちろんそういう答弁になるだろ

んな施策が必要だと。それをやつてみて、その結果としてやはり郊外のショッピングセンターに少

し規制を掛けなきやいけないという段取りがなしに、一遍に出てきたということにちょっと疑問を感じているところがあります。

それからもう一つは、平成十年にこの三法を施行後、国はこれまで中心市街地の空洞化を支援するために関係八省庁合計で毎年一兆円規模の支援措置をしてきたと聞いております。それにもかかわらず、全国各地の中心市街地の空洞化に歯止めが掛からない、衰退が依然として続いている。平成十六年度の総務省の行政評価でも完全に落第点が付けられた。その多額の補助金を使いながら

ぜ効果が出なかつたのか、この辺の私は検証が足りてないというふうに思います。

もう一つは、私も今年の二月にまちづくりに関する補助金等に関する質問主意書を出さしていただきました。まちづくり三法施行後にどの程度の補助金が使われてきたのか、また、予算立てをしてたけれども恐らく使わなかつたのが出るはずだと、とすれば、そのいわゆる不用額がどの程度あつたのかということを聞かしていただきまし

た。

しかし、答弁書には、補助金等について取りまとめた既存の資料が存在せず、新たに取りまとめた場合には膨大な作業を必要とするところながら答えることは困難であるという回答でした。省庁によつては、もちろん中心市街地だけに使つてゐるんではないと、交じつているからというのもありました。結局は、その後少し各省庁から一部もらつたんですが、結論として言えば、全体像が全く分からぬといふことが分かつただけの質問主意書になりました。

一体幾ら使われてどういつた効果があつたのか、これをきちんと検証しなければ、補助金の单なるばらまき、無駄遣いと批判されても私は仕方ないだろうと。この後、法案が通つた後の取組に關しても、この辺がきちんとつていなければ次のステップが踏めないといふうに考えておりま

そういう意味では、これまで使つてきた補助金等について、その効果があつたのかなかつたのか、ばらまきによる無駄遣いはなかつたのか、なぜきちんとした事後チェックが行われなかつたのか、これまでの補助金等の在り方についてそれぞれどのように総括をされているか、明確な御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(迎陽一君) 関係予算につきましては、これは省庁によつて、一般的な制度があつて中心市街地にも使える予算というふうなものと、それから、中心市街地活性化のために、それだけに使えるような予算と、各種、いろいろ制度、予算措置があるわけでございます。

ただ、そういう中で私ども経済産業省では、中心市街地活性化のための補助金というふうのものを設けて、これ交付をしてきたわけでございますけれども、具体的にその補助金を交付した四十市町村につきまして、実際それがどういうふうな効果があつたかというふうな調査をしたことがございます。その場合においては、他の地域に比べてこうした補助事業を実施したところについては、小売の販売額の増加が見られる、あるいはその販売減少幅が縮小をしたというふうな一定の効果が上げられているというふうに判断をしておるわけでございます。

ただ、一方で、先生の御指摘は、そういうたたき置を、個々の事業の実施をしてきたけれども、中

心市街地の本格的な活性化というものが見られたといふ地図が非常に少ないのではないかというふうなことだらうと思うんですけれども、この点につ

いては、やはり町中居住を推進するとかあるいは都市機能を市街地に集約する、こうしたまちづくり全

体についての一体的な取組の中で、それと併せて商業の活性化についても支援をしていくと、こう

いうふうなことでなければいけないというふうな

ことだらうと思つております。

そういつた反省を踏まえまして、今回、一体的な取組を支援するような中心市街地活性化法の改正を御提案している次第でござります。

○柳澤光美君 できるだけ簡潔に御答弁をいただきたいたなどいうふうに思つてゐるんですが、民間でいえば、十年も毎年一兆円も掛けた成果が上がらなければ倒産ですね。

私は行革特の方でも質問をさしていただいたんですが、この辺は本当にチェックを掛けないと税金の無駄遣いになつてしまつというふうに本音で思つています。この後の委員会等でも是非この後のフォローをしていただきたいと思いますが、真剣に個別の項目を、市場化テスト法案でいえば、事業仕分けと事務仕分けをやるぐらい細かく分析を掛けていることが必要だろうという問題提起をしておきたいと思います。

そういう意味では、今回の取組というのには、市町村から上がつてくるのを厳選していくわけです

から、もうこういう事業をやるからということです。予算付けをしているのではなくて、上がつてきたのをきちんと厳選をしてやつていくということで、あれば、予算と実績に乖離が出てくる。むしろ、本当に全部が上がってき足りなければ補正予算を組むということになると思いますんで、その辺は是非きちんと管理をしていただきたいというこ

とをお願いをしておきたいと思います。

実は、平成十年にまちづくり三法が作られてからなかなか進まない。その問題に関して、衆議院の認定件数も私はそう簡単に増えないと思つておきます。その中で経済産業省の今年の予算は増えています。

恐らく予算ですから、もしその辺が絞り込ん

で、本当に八省庁が交じつていて、似たような付金等も多いと思うんですね。回にはばらまきはしないと、選択と集中による重点的な支援を行うと。とすれば、地方自治体における基本計画の認定件数も私はそう簡単に増えないと思つておきます。その中で経済産業省の今年の予算は増えています。

恐らく予算ですから、もしその辺が絞り込んで、たくさん来たらということで組んでいるかも

りませんが、逆に言えば余る、不用額が増えるということがあるというふうに思うんですけど、そ

の辺に関して、不用額は私はきちんと出すべきだ

というふうに思つておりますが、二階大臣、どのようにお考えでしようか。

○国務大臣(二階俊博君) 予算が余れば、当然そ

うした手続を取ることはもう御指摘のとおりであります。けれども、相当、今回の新しい法制定の

街等に職員を派遣して現場の指導や相談に当たら

ります。

○柳澤光美君 信じたいと思います。

ただ、行革特の中でも、官と民の一番の違

いは、官の場合には、予算意識、ある予算を使い切る。民の場合には、どれだけ残して、経費削減をして、どれだけ利益を出していかかと。とすれば、市場化テストでいえば、官民競争入札をした

ら全部民が勝つだろうというような議論にもなつておきます。

せたいというお話をされておりまして、私も、本

当に議員になつてみて官僚の皆様の頭の良さというのはもうしみじみ感じております。法案を作つたり計画を立てられるのは、もうつきようがないほどきちんとできるんですが、机上論と実際の動きというのは大きなギャップが出てきま

す。

そういう意味では、是非二階大臣に、具体的にはどんな形でやるのか、どの程度送り込むのかということもひつくるめてお話をいただければとうふうに思います。

○國務大臣(二階俊博君) ただいまの議員が御指摘になられましたとおり、私は、再三いろんな場所でそう述べてきております。それは、経済産業省の職員の奮起を促すために私が先行してそういうことをもひつくるめてお話をいただけれど、うふうに思います。

私は、今朝もウズベキスタンという国の副首相が参りまして、時間がありませんので相当早くからお目に掛かっていろいろな話合いをしてきましたが、率直に申し上げまして、そうした国は歴史的な経過がありますから、やはり商売というこの問題に関してはそう上手ではありません。大きな商売は上手であるかもしれません、小さいといいます。

私は、今朝もウズベキスタンという国の副首相が参りまして、時間がありませんので相当早くからお目に掛かっていろいろな話合いをしてきましたが、率直に申し上げまして、そうした国は歴史的な経過がありますから、やはり商売というこの問題に関してはそう上手ではありません。大きな商売は上手であるかもしれません、小さいといいます。

私は、今朝もウズベキスタンという国の副首相が参りまして、時間がありませんので相当早くからお目に掛かっていろいろな話合いをしてきましたが、率直に申し上げまして、そうした国は歴史的な経過がありますから、やはり商売というこの問題に関してはそう上手ではありません。大きな商売は上手であるかもしれません、小さいといいます。

まだまだ上手でないなという感じがいたします。

同時に、お耳に達しておると思いますが、私もまだまだ上手でないなという感じがいたします。

私は、経済産業省と国土交通省が今まで以上の連携をして強いリーダーシップを取つていただきたいということを一つお願いをしておきたいと思います。

そんな中で、私は一番いいなあというふうに思つてゐるのは、二階経済産業大臣が、経済産業省の職員について、現場を知り現場を指導するところが大切だと、机上論じや駄目だと。実際に商店街等に職員を派遣して現場の指導や相談に当たら

ことになると、この方々に私たちが御協力を申し上げなくてはならぬことがたくさんあるなということを感じてまいりました。

同じように、商店街の皆様とも、これだけ複雑に、また目まぐるしく展開するこの世の中にあって、商店街が毎日毎日同じような考え方で対応しているのではこれは世間の流れに付いていけないわけでありまして、あわせて、それを指導するという立場にある経済産業省、私は余り好きな言葉ではありませんが、経済産業省の職員も、今申し上げました発展途上国の皆様と同じとは言いませんが、商売をやつたことはないんです。小物一つ売つてきたことはないんです。そういう人たちが、高いところから指導するなどという役人用語を使つておるだけで、私は、商店街の活性化にリードオフマンの役割を果たすことはできない。

したがつて、私どもの職員も、この際、心を入れ替えて商店街活性化に向かつて対応していく、そのためにして頑張つていただきたいという私の希望を伝えておるわけであります、必ずやります。

○柳澤光美君 本当に力強い御答弁、ありがとうございます。私も、この後はもう机上論ではないと、しかも事例は多岐にわたりますから、本当にその辺、入り込まなければいけないだろうと。あわせて、国土交通省はどうですか。一緒にタッグを組んで、職員の皆さん何人か僕は入ってみるというのも必要ではないかなと。町中居住の問題もありますし、市街地の整備の問題もありますし、その辺、北側大臣、ちょっとお伺いしたいと思います。

○国務大臣(北側一雄君) 国土交通省というのは、まさしく現場官庁でござります。霞が関にいるのはごく一部でございまして、道路から河川から港湾から空港から、すべてこれもう出先で全部担当しているわけでございます。

そういう意味で、元々国土交通省というのは、そろんでございますけれども、地元の方々と連携を

取つてやつてきたというふうに思いますが、今回この法案を契機といたしまして、まちづくりを更に進めていくわけでございますので、しっかりと経済省の方々とよく連携を取らせていただいて、商店街が毎日同じような考え方で対応していただきたいというふうに考えております。

○柳澤光美君 ありがとうございます。それから、二階大臣の方で、衆議院の連合審査会で、連休明けには百程度の成功事例を公表する所で、昨日、事務局にお伺いしたら、今集約中だというお話を伺いました。是非これを分析をして、その良さの拡大を図るということは大変大事なことだらうというふうに思つております。

ただ一方で、六百以上出て成功事例が百出たとしても残りは全部失敗例なわけですから、少し失敗例もきちんと私は整理されたらどうだらうと。むしろ失敗例も公表するぐらいのことをしていかないと駄目なんではないかなというふうに思いますが、二階大臣いかがでしよう。

○国務大臣(二階俊博君) 全国に一万八千ぐらいの商店街が存在しておるわけであります、これらの商店街の皆さんはそれなりにみんなで努力をしているわけであります、その成功事例をお示しすることによって、一度見に行つてこようかと、あるいは資料を取り寄せてみようと、あるいは経済産業省へ問い合わせてみようというふうなことでみんなが取り組んでいただく。例えば、そういう成功事例といいますか、成功している商店街なんかへ参りますと、必ずお祭りには鉢巻きを締めてはつびを着て、町じゅうがお祭りになる場合に、その先頭に立つてリードしておるのがこの商店街の皆様である例があるわけであります。

第二十八部 経済産業委員会、国土交通委員会連合審査会会議録第一号 平成十八年五月十八日

〔参議院〕

ちの創意工夫によつて商売ごつこといいますか、商売のまねをやつてみるわけであります、学校の教科としてそれを取り入れて取り組もうということがあります、相当注目をされてにぎわいを現場の市町村の方々ともよく連携を取つてやらしていただきたいというふうに考えております。

また、ある地域では、例えばお正月を迎える、除夜の鐘が鳴つた、そこからもう一度、シャツター街という悪名高きそれぞの地域の商店街の皆さんが奮起して、お正月の到来と同時に店を開けて、そしてお宮参り等にお出掛けになるようになります。

また、ある地域では、例えお正月を迎える、ただ一方で、六百以上出て成功事例が百出たとしても残りは全部失敗例なわけですから、少し失敗例もきちんと私は整理されたらどうだらうと。むしろ失敗例も公表するぐらいのことをしていかないと駄目なんではないかなというふうに思いますが、二階大臣いかがでしよう。

浅草の商店街の皆さん、みんなで集まつてこの浅草をどう守つていくかということに随分御苦心をいただき御苦労いただいてることなども我々は聞き及んでおりますが、やはりそうしたことなどについて、国が改めて商店の皆さんと手を携えて町の活性化、町の顔をつくると、こういう意味で取り組んでいただきたいと思つております。

○柳澤光美君 確かに失敗事例を公表というのはかなり抵抗があるだろうというふうに思つてますが、ただ、貴重な税金を使ってやるわけですから、今回は選択と集中をきちんとやる、とすれば失敗は許されないのでよといいうぐらいの私は強さが必要だらうというふうに思つております。

ただ、大臣がおつしやられるよう、まずはその良さを拡大したい、この方式も、私は良さの拡大がベンチマークイングされて広がつていいということが大変大事だらうというふうに思つております。

思つてますが、ただ、現場にはなかなか情報を使つておるんではないですか。

そういう意味では、成功事例の提供とか相談を一括して受ける窓口というのをもう一度明確に、どこにあつてどこへ行けば分かると、あるいは今は回りのないわゆる支援策、補助金もひつくるめでできたんですが、それもそこへ行けば、これは一々経済産業省、国土交通省に行かなくてもできることでありますから、そうしたことないであります。

そこで、各省が協力し合つて内閣総理大臣を本部長とする下で対応するものでありますから、一応内閣府の中で一元的に指揮命令ができるようになりますが、大宗は経済産業省の責任でありますから、私どもの側で積極的に対応してまいりたいと思っております。

○国務大臣(二階俊博君) これは、御承知のように、各省が協力し合つて内閣総理大臣を本部長とする下で対応するものでありますから、一応内閣府の中で一元的に指揮命令ができるようになりますが、大宗は経済産業省の責任でありますから、私どもの側で積極的に対応してまいりたいと思っております。

なお、先ほど、経済産業省と国交省との間でよく連携をするようなどいいうお話をございました。我々はそうしたことを行つて北側大臣の方と連携を密にして取り組んでまいりますので、

は、北側大臣のお地元は堺市でありますから、北側大臣から御答弁なさつたところであります

が、私どもの方も、特に商売、商業ということでは、北側大臣のお地元は堺市でありますから、御安心をいただきたいと思います。

○柳澤光美君 是非、効率的にまちづくりが全国の商店街等で良さの拡大をして進むべく、経費の方も非常に無駄遣いがないようにきちんとなると

いう意味では、八省庁の連携及び経済産業省そして国土交通省が中心となつて、窓口の一本化もひつくるめて、対応をお願いしたいと思います。

実は私は、二年前、比例で初当選させてもらいましたので、全國津々浦々歩きました。本当に全國の市街地を見るその中で、シャツター街等を見ると、本当にこれは何とかしなければいけないな

というふうに私も率直に感じています。あるいは、ロードサイドに多くの店舗が乱立して看板が

すらすらと並んでしまっている、あるいは車で行くと急に田んぼの中に大きなショッピングセンターが忽然と現れる。そういう意味では、都市計画に基づいて、無秩序にならないように、あるいは少子高齢化、人口減少社会等々、今後のためには十分、変えていかなければいけないんだということは認識をさしていただいている。ただ、郊外の大型小売店舗の出店を規制するだけでもくいくだろかという懸念は持っています。結果は商業規制だけに終わってしまうんではないか。いまだに一部には、中心市街地、とりわけ商店街の衰退の原因のすべてを郊外出店した大型スーパーの責任であると大変短絡的な図式で説明しようとする方もいます。もちろん、大型店には全く責任がないというふうに言うつもりはありません。ただ、中心市街地の衰退の原因は、衆参ずっと議論されてきましたように、地権者の関心度の問題、商店街の熱意の問題、個人商店の後継者問題、あるいは地方自治体のパックアップ体制の問題、消費者ニーズの変化の問題、住民の意識の問題、多くの要因が複雑に絡まつた結果だろうというふうにとらえております。また、住宅が郊外化した、公共施設や病院、学校などもみんな郊外へ移転した、農地の転用の問題もある。單に郊外の大型店の出店を止めるだけで、また、やる気のない商店主の保護であったり、失礼な言い方になりますが、無関心な地権者の放置であつては私はならないだろうというふうに思っています。

ぱり地価も高く家賃も高い、地権者が複数いて、その調整にも時間が掛かる、道路事情も良くない、しかもモータリゼーションの進展、あるいは核家族、共働きと、いわゆるライフスタイルが全部変わっていく。そういう意味では、売手市場から買手市場という、お客様のニーズに対応していく、お客様がどういった消費行動を取るんだとか、あるいはお客様にとって何が便利なんだということを追求してくると、結果として大型スーパーが郊外に出店することはなるべくしてなつたろうと、いうふうに感じています。

今回規制を掛けるわけですが、この大型店の出店規制においてどの程度効果があるんだろうと私は思っているんですが、その辺、率直に見解をお聞かせいただければというふうに思います。できましたら大臣にお願いできますか、時間がないんで。

○政府参考人(柴田高博君) 今、委員御指摘のように、大型店を制限しただけで市中心街地活性化につきのかということについては、今いろいろとおつしやつていただいておりますけれども、そういうことは非常に重要なと思っております。だから、政府といたしましても、都市計画法の改正によつて、大規模集客施設等、都市の構造に大きな影響を与えるものについて原則立地を規制するということと併せて、市中心街地活性化法に基づきまして、中心部にいろんなにぎわい施設などが大店舗等が戻つてくるような仕組み、あるいはそれに対する支援というのも用意させていただいているわけでございます。

また、市中心街地において一番問題で非常に重要なものは、そこにおられます地権者、住民の皆さんの取組が、意欲がないんじゃないかということともよく言われておりますし、そのとおりだるうと思います。商店主で自身は郊外に住んでおられて、もう商店街、自分の商店はシャッターを下ろされているという方もおられるということもあるわけでございまして、それをまた人に、新しい商店を参入される方に貸すかといったら貸すとい

うようなこともされないという、もう工賃があるんじやないかともよく言われているところでござります。

立つてという文言を加えるという修正が図られました。私は、今回この市街地活性化の中に、利用者あるいは地域住民の意見とか意思というのをどう反映させようというふうに思われているのか、その辺の見解をちょっとお伺いしたいと思います。できれば大臣にお願いしたいんですけどね。

○政府参考人(柴田高博君) 消費者の声を聞くところは非常に重要なことだと思います。郊外部に町が展開してしまって、そこに大規模集客施設等が出てきて大変便利な地域が生まれていることも事実でございます。

しかしながら、問題としましては、大臣の方からお答えいたしましたけれども、今後、超少子高齢化が進んでいく中、人口が減っていく中で、果たしてこれがそのままずっと続いていくのかどうかという問題もあるわけです。

例えば、大規模ニュータウン等ができまして非常に活気にあふれた地域であったところが、現在、何十年かたつてみたら、子供たちが出ていつてお年寄りばかりが残った大規模ニュータウンになってしまって、そしてまたお店等も撤退しているということで、非常に困っているニュータウン等もあるというような事情もあるということもござります。現在はいいんですけれども、将来的に本当にいいのかどうかという問題もあるうかと思います。

また、それはさておいて、今回の改正では、大規模集客施設につきましては、都市計画の手続、立地する場合に原則規制を掛けますので、都市計画の手続を通じて判断することにいたしてございまして、地域の判断が反映した形での立地ということにいたします。

そして、この都市計画の手続、一方的にやるわけではありませんで、必要に応じまして公聴会、消費者の意見ももちろん参加されるわけでございますが、開催されるほか、都市計画の案の公告総覽によりまして、消費者でもございます地域住民がこれに対し意見書を提出することができます

す。こういうことで、第三者機関でございます都市計画審議会という議を経て、公正中立的な場でございますが、都市計画決定等をすることとされ

てございます。

さらに、消費者の声ということでござりますが、都市計画審議会におきまして、今回議論になつてござります大規模集客施設、大店等の立地に関する審議を行う場合には、消費者の視点が反映される委員構成とすべき旨を地方公共団体に徹底していきたいという具合に考えてございます。

これらによりまして、大規模店舗の立地判断に当たつては消費者の声も適切に反映されるんではないかという具合に考えております。

○柳澤光美君 入つてないとは言つてないんです。ただ、本當は条文、いわゆる市場化テスト法案と同じぐらい、いわゆる利用者である、地域住民である国民の立場に立つてということをどこかに組み込んでいただきたいなというぐらいに私は直に思つていて、二階大臣、この私の意見に関してはどう思われますか。

○国務大臣(一階俊博君) 私も時間があるときに、東京都内の商店街などを少し歩いてみたり、あるいはまた、大きなテレビ会社が急に移転をされた、その地域はほとんど空洞化してしまった、そういう地域がどのような変化をもたらしておるか、あるいはまたそこに住む人たちの商店に対する期待あるいはまたスーパー等に対するそれぞれ期待感があるわけであります、そちらとの間のうまく連携が取れておるかというふうなことを頭に入れて歩いてみることがあります、やはり何といつても、先ほど来国交省からも御答弁のありましたとおり、今回は地域で委員会をつくつて、その地域住民の皆さんにどうこたえていくか、いうことが一番の重要な点でありますので、それぞれの地域に住む代表的な皆さんの御意見を伺つて案を立てていくというのは当然のことでありますから、商店街の皆さんにおかれはそういう御努力を今後ともやはり続けていかなくてはならない。その二一ズにどうこたえていくかという

こと、そこがミスマッチであったのでは始まらないわけであります。

そしてまた、議員もその道のベテランでござりますが、大手のスーパー・マーケット等は大変な研究調査等をなさつております、それらに対しては、あるときイトーヨーカ堂さんの幹部に、

地方の県あるいは市町村等が東京へ出てきて商売

をやつてどうだろうかということを聞きまし

ら、それはやめた方がいいと。専門家の我々が

やつたつてなかなか商売というのはそううまくい

かないんだ、そんなに御希望があるなら店舗の一

部をごく限られた期間貸してあげますから、そこ

で一遍商売をやつてみたらどういうことかという

ことがよくお分かりになるんではないかと言われ

て、実験をさせていただいたこともあります、

本当に商売というのは、イトーヨーカ堂さんの幹

部がおっしゃつたように難しいものだということをしみじみ思つております。

しかし、そのこと、地域社会一緒になつて立ち上がつていくということに関して、今度の法律改正等がきっかけとなつて、あるいはまた内閣総理大臣が先頭に立つて旗振りすることが地方にどのように元気を付けていくかということなどでありますが、これはやはり、我々は後ろ向きに考えるんではなくて前向きにチャレンジをしてみたい

というふうに思つております。

○柳澤光美君 ありがとうございます。

確かに、どちらにしても、これ机上論で作つてお仕着せでいろいろなことをやつても、地域に住まわれている利用者あるいは地域住民の方が認め集まつてこなければ何をやつても駄目だというふうに思つておられます。

ですから、判断は、本当に売手市場のときには売る方がいろいろ計画立てられるんですが、買手市場になると買う方がすべての評価と判断を下す

といふことを頭に置いて作つていいかないといけないだろうというふうに思つておりますから、利用者あるいは地域住民、そういう意味でいくと、私

は、法案なのか通るときの附帯決議になるのかは別として、本当に市場化テスト法案で基本理念を修正したと同じぐらい、それを利用する国民の立場に立つてということを強めていただければなと何点か私の方に來ている要請に対してもう二点ほどちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築基準法におきましては、法律改正とかあるいは用途地域に関する既存不適格建築物ということになります。とすれば、用途変更を行わなければいけないのか、いや、そのまま残したとしたら改装とか改造といふのは基本的に障害はないのか、簡単にお答えで

ますか。イエスかノーで結構です。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築基準法におきましては、法律改正とかあるいは用途地域に関する既存不適格建築物ということになります。将来、増改築をする時点で新しい法律の基準に適法化するというのがまず原則でございます。

ただし、用途の規制は土地についての非常に制限内容が厳しいという観点から、一定の範囲内で増改築することが認められております。

具体的には、用途規制について既存不適格となつた建築物につきまして、その既存不適格となつた時点の床面積の一・二倍までの増築などに

ついては可能でございます。それから、大規模修繕とかあるいは模様替えなどはすべて許容されております。

○柳澤光美君 ありがとうございます。

もう一点、今回、法が施行されると、ます都市計画法があつて、その後大店舗法が入つてくる。

また、何十年か、もう三十年も前になりますけれども、それがまたいろんな引き延ばしで三年も五年も十年も掛かってしまうということはないといふふうに思いますが、その辺の確認をちょっとさしてください。

○政府参考人(柴田高博君) ただいまの御質問は、都市計画の手続に時間が掛かってしまうのではないかという御懸念だと思いますが、確かに今回は、都市計画法の改正によりまして立地の原則を百八十度転換をいたしまして、これまで立地できていたところについて原則的に立地は規制をす

る、その代わりに、立地をしようとした場合に

は都市計画の手続でもつてそこで判断をしよう

と、地域の判断をしようという具合にいたしてござります。そういう意味で、これが適切に運用されることはあります。

○政府参考人(柴田高博君) ただいまの御質問は、都市計画の手續に時間が掛かってしまうのではないかという御懸念だと思いますが、確かに今回は、都市計画法の改正によりまして立地の原則を百八十度転換をいたしまして、これまで立地できていたところについて原則的に立地は規制をす

る、その代わりに、立地をしようとした場合に

は都市計画の手続でもつてそこで判断をしよう

と、地域の判断をしようという具合にいたしてござります。そういう意味で、これが適切に運用されることはあります。

○政府参考人(柴田高博君) ただいまの御質問は、都市計画の手續に時間が掛かってしまうのではないかという御懸念だと思いますが、確かに今回は、都市計画法の改正によりまして立地の原則を百八十度転換をいたしまして、これまで立地できていたところについて原則的に立地は規制をす

る、その代わりに、立地をしようとした場合に

は都市計画の手続でもつてそこで判断をしよう

と、地域の判断をしようという具合にいたしてござります。そういう意味で、これが適切に運用されることはあります。

○政府参考人(柴田高博君) ただいまの御質問は、都市計画の手續に時間が掛かってしまうのではないかという御懸念だと思いますが、確かに今回は、都市計画法の改正によりまして立地の原則を百八十度転換をいたしまして、これまで立地できていたところについて原則的に立地は規制をす

る、その代わりに、立地をしようとした場合に

は都市計画の手續でもつてそこで判断をしよう

と、地域の判断をしようという具合にいたしてござります。そういう意味で、これが適切に運用されることはあります。

○政府参考人(柴田高博君) ただいまの御質問は、都市計画の手續に時間が掛かってしまうのではないかという御懸念だと思いますが、確かに今回は、都市計画法の改正によりまして立地の原則を百八十度転換をいたしまして、これまで立地できていたところについて原則的に立地は規制をす

る、その代わりに、立地をしようとした場合に

産業構造審議会あるいは中小企業政策審議会の報告等でも、地権者にかかる問題で店舗、用地が活用されていない例として、例えば愛知県の刈谷市とか千葉県の木更津市が挙げられています。

例えば、刈谷市ですと、地権者の意識が低く、商業者の努力が足りないと、市街地は壊滅状態だと。あるいは、木更津市に関しては、地権者が更なる景気回復を待つて土地の有効活用を図つてこなかつた、そのために市街地の諸機能が失われて、商店街も衰退したと。

あるいは、全国の中心市街地の現場を実際に歩かれている日本政策投資銀行の藻谷さんもこの辺のところは随分問題提起をされていまして、十分把握されているというふうに思つんですが、從来からの賃貸料に固執する、はつきり言います、地主さんも多い、あるいは借り手のない空き家をそのまま放置していくことなど思つていて困らぬ人が多い、あるいは店舗、用地の未利用と賃料の高止まりが続く。あるいは、空き店舗による町の魅力低下が客離れの、減少になつていている。ところが、後継者不足、異なる空き店舗という悪循環が起きる。とすれば、土地の所有権を放すとか店舗を貸すとかという流動化をしていかなきやいけない。でも、実際は土地の所有権を手放すことには非常に抵抗が強い。所有と組織的な利用の分離という理解が大変不足しているだろうというふうに思つています。

そういう意味では、これに對して恐らく、インセンティブを考えたり、私、場合によってはペナルティーも必要になつてくるだろうと。そうしないと本当の中心市街地の活性化ができるないだろうというふうに思つておりますが、その辺に関しても非二階大臣の考え方等――事務局ですか、時間がないんで、御答弁をいただければと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 今、先生御指摘の地権者と中心市街地活性化の問題というのは、ある意味では非常に大きな問題だということは私どもも強い認識を持つてゐるところでござります。したがいまして、今回の法律上の様々な仕組

み、例えは中心になつておりますのは、中心市街地活性化事業の司令塔として活性化協議会を地域でつくるということになつておりますけれども、商業者の努力が足りないと、町の構成主体の参画を得る仕組みの中でも地権者というもののもとりわけ重要な構成員としてなつていただくことを期待をしているわけでござりますし、具体的な小売商業者が取り組む事業も考えておりますし、また詳細は今申し上げませんけれども、税制上のインセンティブみたいなものも用意をいたしまして、地権者の協力を得ながら、商店街における地権者の協力という問題がある意味では一つのキーになるということを十分認識をした施策体系にしているわけでございます。

○柳澤光美君 分かりました。

どちらにしてもいろんな方法があると思います。いわゆる改装をした場合には少し補助を加えるという方法もあるでしょうし、あるいは相続税、売るとなつたらその相続税を見てあげるといふこともあります。いは、住民や地元企業がまちづくりの公益法人だとかまちづくり基金に対して拠出金とか寄附金をやつたら税が掛からないというようなこともあるでしょう。そんなことも是非する中できちんとやつてもらつて、それでも駄目だつたら多少のペナルティーも掛けるというぐらいのことをしないと、今回のまちづくりというのはかなり大変な作業だというふうに思つておりますので、よろしくお願いをして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○山根隆治君 今、柳澤委員がいろいろな角度から御質問がございまして、論議聞かせていただきました。私も、この市街地活性化法、都市計画法の改正についてのどうしても哲学というものがどうもよく分からぬ、その適格性について疑問がござります。したがいまして、今日のこの私の質疑を通じまして是非とも私を口説いていただきたい、そんな思いで質問に実は立たせていただきたい

いるわけであります。

と申しますのも、なぜ、基本的な疑問であります。すると私は考えております。

もう一点申し上げますと、これは今も二階大臣が語れるわけではありませんが、議員も経済産業委員会等でもいろいろお考えをお述べをいたしておりますので、私は大変いつも重要な視点を御指摘いただいてると思っております。

○国務大臣(二階俊博君) 哲学というほどのものが語れるわけではありませんが、議員も経済産業委員会等でもいろいろお考えをお述べをいただいておりますので、私は大変いつも重要な視点を御指摘いただいてると思っております。

中心市街地は地域住民が社会、経済、さらに文化活動を開拓していく上での大きな拠点であるわけであります。周辺の地域を含めて、地域全体の発展にとって極めて重要な役割を担つてゐる存在であります。そこで、急速な少子高齢化あるいは人口減少社会を迎える中で、都市機能が無秩序に郊外に広がること、これには一応の歯止めを掛ける必要がある、高齢者の方でも住みやすいまちづくりを推進していくために中心市街地にある既存の住民の生活基盤や都市機能を有効に活用することが重要なことであるのではないか、このようない観点から中心市街地の再生を図るに非常に重要な政策課題だということを判断して今回の法改正をお願いしておるところであります。

○国務大臣(北側一雄君) 二点申し上げたいと思

います。まず一点は、やはり中心市街地というのはその地方地方のまさしく顔でござります。その中心市街地には歴史があり、文化があり、神社仏閣またあつたり、また歴史的な由緒ある建物とか人物とかがかつていて、あるとか、そういうふうな非常にその地域地域にとってはまさしく顔となる町が中心市街地だと思つんですね。ここをやはりにぎわいのある、魅力のある町にしていくということは、これはこれからのまちづくりと

いうことを考えたとき非常に大事なポイントであります。

もう一点申し上げますと、これは今も二階大臣の方からおつしやつていただきましたが、今、人口減少時代に突入、本格的な高齢社会がいよいよやつてくるという人口構造の大きな変化、転換点に今來ているわけでございます。かつて、我が国社会、歴史の中で経験したことがないような転換点にいる。そういう中にあって、環境面での制約もありますし、財政面からの制約もありますし、これからまちづくりと我々は言つてゐるわけでございます。

それが、居住空間の中に必要な機能が備わつてゐるまちづくりではなくて、都市機能がやはり集積されしていく、コンパクトシティー、歩いて暮らせるまちづくりと我々は言つてゐるわけでございます。しかし、居住空間の中に必要な機能が備わつてゐるまちづくりをこれからは志がどんどんどんどん拡散をしていくというふうなまちづくりではなくて、都市機能がやはり集積されしていく、財政面からの制約もありますし、社会、歴史の中で経験したことがないような転換

これが、居住空間の中に必要な機能が備わつてゐるまちづくりと我々は言つてゐるわけでございます。しかし、居住空間の中に必要な機能が備わつてゐるまちづくりをこれからは志がどんどんどんどん拡散をしていくというふうなまちづくりをこれからは志がどんどんどんどん拡散をしていくというふうに考えて今回の法律案を提出をさせていただいた次第でございました。

○山根隆治君 そこが分からぬんですね。

今、二階大臣の方で一言触れられた、高齢社会だからというふうな御発言がありました。そして、今、北側大臣の方から二つのことを言われた。つまり、地方の顔、それを大事にするために生かすんだ、それで今回の措置だと、そしてもう一点は、都市機能を集積する必要がある。これら恐らく、お言葉にはなかつたけれども、高齢社会というこの背景を私は言われているんだろうと生かすんだ、それで今回の措置だと、そしてもう一点は、都市機能を集積する必要がある。これも恐らく、お言葉にはなかつたけれども、高齢社会というふうに思いますけれども、先ほど西田議員からも質問ございましたように、もう既に分散された都市機能というものは日本全国に広がつてゐるわけですね。

それで、百歩譲つてお二人の大臣の言われていることが今正しいとして、そうしたら、こういうふうな現象を現出してしまつた行政側の責任はだれが取るんですか、どこにあるんですか。

○国務大臣(北側一雄君) これは、平成十年の時

ですね。その時点での制度の見直しの反省点としては、一つは、商業振興策というものを、中心市街地の中の商業振興ということを重視してしまって、その中心市街地が生活空間である、交流の場である、居住の場であるとそういうものを持ちないと確保していくかないと商業の振興もできないわけでございまして、そういう面での、商業振興というところに少し偏りがあつたのではないか、生活空間という面での位置付けが小さかつたのではないかというふうに認識しています。

もう一点は、これまで車社会が発展してきました

れを生かす施策というものがあつてもしかるべきではなかつたか、その後に検討する課題ではなかつたのかというところが非常に大きな疑問なんですが、この私の疑惑に対しで払拭していただきたいと思います。

そういう意味では、これからは、これ以上の都市の拡大というのは、それは地域地域が決めれば別ですけれども、そうでない限りはできないとうふうな考え方へ変えていたいたいわけだと思います。

○山根隆治君 白いキャンバスに新たに絵をかくなら話は分かりますよ。しかし、もう既に拡散しているんですね。

○国務大臣(北側一雄君) もつと拡散。

○山根隆治君 ふうふう、もう一歩、もう一歩です。

そうすると、本当に動けなくなつた状態で病院であるとかいろいろな施設に入るというふうなことになつてくるわけだらうと思うんですね。私も身も、よく二〇〇七年問題と言われますけれども、厚生労働大臣と私も全く同じ年でございます。けれども、団塊の世代の真つた中であります。しかし、自分の明日のことは全く分かりませんけれども、私たちの世代の認識としては、そう長く生き伏せるというふうな考え方、要するに自分自身を予想する人は非常に少ないんですね。

モニターポートは、これがいいと言ふのが多用してしまって、一つの市で、様々なツールは与えられていて、まちづくり、都市計画ができるわけですが、一つの市で一生懸命やつたとしても、隣の市で全く野方図になつていれば効果が出てこないわけです。ね。

方、むしろ経産省の方はアクセルと、こういう役割分担をやらしていただいているわけでござりますので、そういう点も是非御理解をお願いしたいと思うわけでございますが。

（山本謙治君）いや、もうひと拍前、もう少しがどんどんどんどん減少し始めていますね。そして、もう目一杯というかどうか、それは飽和状態かどうか分かりませんけれども、大型店というのにはもう既に出店した状況ですよ。そこから更に顧客が増えるということはもうないですね、人口

そういうことで、今の高齢者の生活、そして死に至るまでの過程と、これからの人たちの健康と死というものがありようというのは、私は変わつてくるんだと思うんですね。こういうことからしても、今の延長線上で高齢社会というものを考える、その対応した都市づくりを考えるというの

そういう意味で広域的なまちづくり都市計画というものができるような制度をしっかりと導入すべきであったなど、その辺の反省点がございまして。今回、そういうふた反省点も踏まえて制度の改正をお願いをしているところでございます。

○山根隆治君 では、それでやっぱり政府に責任

題については、積み上げていくたらえらい規模になるんですが、例えば国土交通省の予算というのはまちづくり交付金なんかも入っているわけですから、そのまま。これ、別に中心市街地のためだけに使うお金ではありません。国土交通省関係の予算というのはほとんどそうでございまして、すべ

増えないんですから。ですから、もう一通り終わつてしまつたところをまた新たにこつちに引き戻してということの不合理というものを感じませんかね。

は間違いないじゃないですか。

○国務大臣(一階俊博君) 全国の商店街の動向などを見ておりますと、商店街が百あれば、衰退している姿というのはやっぱり百通りの原因があると思うんです。一通りの原因でこうなると、それじゃここに対策を講すればすぐよみがえってくる

があつたと、国土交通省にも責任があつたということをお認めいただいたということになると思うんですけども。

ての地域で使えるような予算について、ただ中心市街地にも使えるからということで全額を上げているだけのことございまして、その総額を積み上げて非常に、何兆円だという話で、もちろん無駄はあるてはならないわけでございまして、きちんと精査をして使っていかねばならないというふ

をさせていただければいたくほど、いろんななう何かいら立ちというか、そういうものがすごくあるのであえてお尋ねするんですけれども、例えば、二階大臣が先ほど　高齢者が郊外に散つて大変だからコンパクトな町があつて市街地があつて、そこでいろんな利便性というものが求められ

というふうな、そういう単純なものではなくて、複合的な原因でそこに至つておると。こういうふうなことから、今回の改正をきっかけに全国の商店街の皆さんにも奮起をしていただこうというのが我々のねらいであります。

うに考へてゐるところでござります。
それともう一点申し上げますと、これ以上都市
の拡散が続いていいのかということなんですね。
○山根隆治君 いけないんですかね。

ると、こういうふうなお話ですけれども、しかし、ここにおられる委員の方あるいは職員の方を含めて、これからは私は、予防医学ということとともに発展をしてまいりますし、寝たきりの状態が何年も続くということで夭寿を全うするというは非常に少くならない、どうもごめんなさい。

ただいておりますが、それじや、このままの姿で放置しておいていいのかということになりますと、私は、やはりこれはシャツターハウス等商店街のみならず、その町の顔が涙を流しておるような状況では、私はやっぱり地域の、特に地方の経済の舌生はこれらによがらぬ。どう、どうも意味で、

都市の機能の分散化ということが実際に行われていて、私は、やはりそのこと 자체を評価し、そのものなのかどうかというのがまだまだ掘り下げてない、時期尚早だというふうに思えて実はならないわけであります。

規模集客施設が立地できるわけなんです、できるわけです、原則。ここを今回大きく転換をして、都市計画区域の中でも逆に立地ができるのはもう一割だけ、九割は原則立地ができないというふうに原則と例外を大きく転換をさせていただいたん

このまま常に少なからずくる人たるとして思ひます。ですね。つまり、老いに至らず死に至る。死に至る、つまりあつといふ間に亡くなつちやうといふ、そういう社会といふか、国民の健康と死というものの迎え方といふのは、私はそういうふうになつてくるんだろうと思うんです。

活性化はもつたがらない。そういう意味で、商店街の活性化は町全体が元気を取り戻す、そういう意味で重要な政策であろうというふうに考えておりますが、これはすべてやはり試行錯誤であります。やつてみなければ分からぬところもあります。しかし、意外にやつたことが成功する場合も

ある。したがつて、今私どもは、七十七の成功事例というものをピックアップしようと思つておるのでは、そういうことと自分たちの商店街とどうマッチするかというふうなことなどもお考へいただいて、ともに発展する方向を模索していこうということを考えておるところであります。

○山根隆治君 今までほつといでいいのかということについての私の反論は、今の機能というもの、現にある機能をどう生かすかということに私は施策というのを集中すべきだろ。一度流した汗をまた戻すような愚かな行為につながりかねないよう非常に問題点も、私は、今度の法改正の中、施策に私はあるんだろうと思ふんですね。これはちょっと例が悪いかも分かりませんけれども、私は、埼玉県出身ですから申し上げると、例えば首都機能の移転の問題がずっとありましたね。いろいろな議論がありますけれども、私も、小泉総理に伺つて、小泉内閣ではそういうことはしないということを明言されたということが実はございましたけど、これも私は、壮大な、機能の移転というのに問題がある。まあ、無駄と言いますとほかの地域の方が多いですからあれですけれども、申し訳ないですけれども、まあ私自身はそういうふうな思いがりますけれども。

そういうふうな、非常に今度の法改正に費やす時間、労力、予算というのは余りに膨大なもので、国費の無駄にならないかということは本当に心配で仕方がないと、こういう点だけちょっと御指摘させていただきて、これ総論でここ終わるわけにはいきませんので、次の質問に移らせていただきたく、というふうに思つております。

さて、今回の改正で、どこの地域を集中させていろんな施策というものをやつていこうと、全国的にどれぐらいの地域を想定をしておられるのか、そして、その予算というものの、これ私も一兆円というふうに申し上げましたけれども、今後どうぐらいの期間でどれぐらいの予算を費やして所期の目的を達成をされようとしているのか、その点についてお尋ねします。

○政府参考人(迎陽一君) まず、どれぐらいの地域を支援をしていくのかというお尋ねでございますけれども、中心市街地活性化法では内閣総理大臣の認定制度というのを設けまして、実効性のある効果的な基本計画に対し認定を行つて重点的に支援を行うということにしておるわけでございます。そういう意味におきましては、むしろ全国の市町村が実効性の高い基本計画の案というのを作り上げるだけ速やかに作つていただき、一つでも多くの認定がなされるというふうなことを私どもとしては希望しておりますけれども、なるべく多くのものが認定できるよういたしたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、予算につきましては、これはその中心市街地活性化のみに使える予算というのは、例えば私どもの経済産業省で申し上げますれば、中心市街地活性化のための補助制度、六十億程度の予算があつたりするわけでございますけれども、多くのものは必ずしもその中心市街地のみではなくてほかにも使えるけれども、今後、その認定を受けた計画について各省庁で重点的に支援をしていこうというふうなものになつてまいるわけでございます。したがいまして、幾らの額というふうなことを申し上げることは難しいわけでございますけれども、大枠で申し上げますれば、いろいろなそのメニューが用意されているものというのはトータルでは非常に大きな額になるわけでございまして、こういったものをうまく活用して計画を作つていただくということを期待している次第でございます。

○山根隆治君 次に移ります。

今回の法改正で想定される、政令にゆだねる部分というのはどれぐらいございましょうか。

○政府参考人(迎陽一君) 中心市街地活性化法におきましては、全体の中で条の移動とかそういう形式的な改正はあるわけでございますけれども、

も、今回新しく条文を直した部分で政令委任事項が創設された部分につきましては、全体で四項目でございます。

具体的に申し上げますれば、中心市街地活性化協議会を組織できる者の範囲を定める部分、あるいは住宅関係の補助制度に係る部分等ございまして、その政令事項は四項目ということです。

○政府参考人(柴田高博君) 改正に伴いまして、都市計画法それから建築基準法で新規に政令に委任いたしました事項は、都市計画法で一項目、建築基準法で一項目という具合になつてござります。

これの内容でございますが、今回、開発許可の対象とすべきものについて、これまで医療施設だとか社会福祉施設だとか学校だとかというものを作像外にいたしてございましたが、それを対象とすることにいたしております。そういう意味で、その間、新たに開発対象にするんですけれども、市街地調整区域の中で周辺の地域において居住している者の利用に供するような建物等については開発許可の対象とし得るというようなことにしておるわけですが、そういうふうなことについての必要があるわけでございまして、そういうふうなものについて政令において新たに定めておるといったようなものでございます。

○山根隆治君 日本は官僚国家だというふうに言われている要因というか具体的な局面たくさんございますけれども、一つは、闇法という形で、それぞれの役所の優秀な皆さんが法律を作つて闇法で上げてきて、国会に提出して、多数をもつてそれを可決して法律として作つていくことが一つあります。そして次には、それぞれの法律の中に政令にゆだねるという部分が非常に多い。しかも、このところますます政令にゆだねるというところが多くなつてきているわけであります。こういう形で役人による国家支配というものが本当に末端にまでしみ込んでしまつて、牛耳られてきている、こんなふうな思いが、これは私の思いであります。(こういうものをやはり、国民の声が

直接反映するような国づくりというものを私たちにはしたいということで民主党頑張っているわけではありませんけれども。

例えば、イギリスの議会が一番最初にやりましたけれども、こうした政令というものが本当に法の趣旨にのつとて出されているのかどうか、実態はどうなのかというものをチェックする機能というのが実はイギリスにはございます。同様にバランス、アメリカにも、若干違った形でそれどもそういうシステムというのは議会の中にできている。

私は、これから我が国でもこういった議会の中でチェック機能を果たす必要があるだろうというふうに思つておりますから、これは国会法の改正等、立法府自身が行つ問題でありますけれども、そう容易になかなか与野党の議席の差があるのでできることではありませんけれども、しかし私は暫定的な措置というのも行政府自らがとるべきではないか。

つまり、皆さんが法律を作るときにパブリックコメントを求めるという制度を導入をされて、今回の法改正でもそうしたものを使われているわけありますけれども、これは私はやはり、政令、政省令がどのように行われて、そしてそれが実際の現場で国民の生活にどのような影響があつて、そして支障が出てきているのかということを私は一定期間たつたところで検証する必要がある。新たなパブリックコメントを求めるということが必要であるうとと思うんですね。そして、それを公開して、議会にも報告をする。あるいは、そういうシステムがいろいろと法的にまだ可能でないとするならば、そういう措置というのを行政の内部でも私は行つて、政令、省令というものが本当に現実に合つているのかどうか、改めるところは改めるという姿勢が今、行政にも求められているというふうに思うのでありますけれども、この点についての御見解をお聞かせいただきたいと思いま

うか、御見解お聞かせをいただきたいと思います。大臣からお願ひをいたします。大臣からお願ひをいたします。——それじゃ、その前にどうぞ。

○政府参考人(迎陽一君) ただいま御指摘の点でございますけれども、政令についてはきちっと見直しをしようと、あるいはは制定に当たってパブリックコメントを求める等の工夫をすべきであるという点につきましては、まず、そもそも、法律に規定せずに政令に規定したという趣旨は、それは行政で判断ができるということと同時に、法律改正手続を経ないでも世の中の変化に応じて変更ができるというところがあるわけでござりますので、当然適宜に見直しをして機動的に適正化を図つていくべきものと思っております。

それからまた、中活法の関係の、先ほど申し上げました活性化協議会の組織ができる者の範囲の

ような政令を定めるにつきましては、事前に意見を求めるというふうな手続を踏んで適正を図りました

いと、こういうふうに思つております。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま御答弁を申し上げたとおりであります。同時に、衆参両院の委員会等におきまして大変御熱心な御意見をちょうだいしておりますし、また、附帯決議等が付された場合に、それらの点を十分尊重してしっかりと対応をしてまいりたい。

事務的な対応につきまして、今、迎審議官から答弁したとおりであります。

○山根隆治君 迎審議官の方からの御答弁で、少しおの質問とそこを来しているところがありまし

た。それは、事前に政令定めるときにパブリック

コメント等で措置をするということのお話をございました。

それも大事でありますけれども、私が申し上げているのは、事後について、それが実際に国民生

活にどのような影響を与えて、いろいろな支障といいうものが出ないのかということを求める必要があ

るだろうということでお伺いしたので、パブリックコメントについても、システムとして事後

政令を発した後にパブリックコメントを求め

ていくということの必要性を訴えたということを改めて申し上げますけれども、私はその際に大事なのは、やはり一部の情報だけを流すのではなくて、議会に対しては、あるいは関係諸団体等に対するものでありますけれども、私は、その情報求めた後の支障が出ていているのも確かであります。組織的にあって同じような意見を集め集中砲的に役所にぶつけられるというふうなことも、実は見ればそれ分かるわけでありますから、それも実際には、世の中といふのはこういうことが実は、支障もパブリックもあわぬわけですから、そういうことも含めて情報を公開する必要がある、そして議会にもその意見を求める、そういう姿勢が大事だということを申し上げているわけで、この点について改めて御答弁を求めて、私の質問を終わります。

○政府参考人(迎陽一君) 事前のパブリックコメントのみならず、事後にきちっとそれを検証する

るということで、これにつきましては政策評価と

いうふうな形できちっと見直すというふうなこと

に努めています。また、それに際しまして、当然情報公開という点についてもきちっと努力をして

いるふうに認識しております。

○小林美恵子君 日本共産党的小林美恵子でござ

います。

今日は、中心市街地活性化問題で質問させてい

ただきます。

政府はこれまで、まちづくり三法を一体として

活用すれば、大型店の立地調整を含むまちづくり

に支障はないと説明をされできました。ところ

が、大型店が郊外にどんどん立地をして中心市街

地が寂れる。先ほど來の二階大臣の御答弁から

も、その件に関して、現行のまちづくり三法の支

援策が十分ではない、このことを否定はできない

んだというふうに御答弁がございました。正にこれまでの政府のまちづくりのその施策がやっぱり問題だったと言わざるを得ないと思います。

ところが、今回の改正案は、都市計画法案で郊外での大型店立地を一定規制強化する一方で、中

心市街地活性化法案では選択と集中の名の下に大

店立地特例区域を導入をして、大型店が届出もなしに出店できるという、逆に中心市街地に大型店

出店ラッシュが起り得る。これで小売商店も住民もみんなが本当に望むまちづくりの発展ができるのかと私は思っています。

そこで、経済産業省にお聞きしますけれども、この大店立地特例区域といいますのは大店立地特区の全国展開だと思います。では、これまでの特区について経産省はどのように評価されているの

でしょうか、簡潔にお答えいただけますか。

○政府参考人(迎陽一君) 特区制度についての評価ということでござりますけれども、構造改革特区法に基づきまして大店立地法の手続簡素化の特

別措置が既に導入されておるわけでございます。

それで、五つの市においてこういうものが設定

をされまして、これについての評価でございますけれども、五つのケースにおきましては、大型店

の退店跡地へ後継店が速やかに出店されるようになつた、あるいは既存の大型店の増床が速やかに

実現されたというふうなことでございまして、地域の方々に伺いましても、にぎわいの回復に寄与

したというふうな歓迎する意見が多く寄せられております。また、大型店の側からも、時間、コスト

の節約につながつたというふうな声がある一方、周辺の生活環境への弊害が発生したというふ

うな御意見は特に生じておりますんで、特例制度

の活用として一定の成果が得られたというふうなものであると認識しております。

○小林美恵子君 いいことしかおっしゃっていただけないんですけど、私は少し確認をさせていた

だときたいと思います。

この特区は、大型店の新設・変更届の際の八か

月の実施制限、関係者からの意見の聴取や意見表

明手続、勧告、公表手続などを適用除外するものだと私は理解をしております。

そこで、今御答弁をいただきました特区のいわゆる評価の点についてでございますけれども、私が持っておりますこの評価の報告書を見ますと、

全国展開した場合、大型店出店に伴う周辺生活環

境の悪化を周辺住民が納得できないものと思われるとか、また、こういうことがあります。現時点

では弊害の発生は確認できなかつたが、全国展開

した場合、既存店の跡地でない場所に店舗を出店する場合や、既存店の跡地であつても、長期間放

置され大型店が存在しないことが周辺住民にとって通常となつた場合には弊害が発生する疑念

は残るとあります。これは事実ですね。確認で

す。で、そういうものを設けることについては問題があ

るという点についての指摘を行つたものであると

全国的な制度として展開をした場合に、ことにつ

いては、必ずしも、そのまま全国一律の制度とし

てそのままの制度とし

ては、必ずしも、そのまま全国一律の制度とし

てそのままの制度とし

<

案作成前の段階におきましても公聴会や説明会を開催することができるというふうなことになつておりますて、実際に法律上は必要な場合に開催ができるというふうな規定でございますけれども、構造改革特例区域制度を設定した例を見ますれば、五つの都市すべてで事前の説明会なんかも開催がされておるわけでございます。

こうした手続によりまして、特例区域を指定するか否か、あるいはその区域の範囲をどうするかということについては、地域の関係者の意見を十分踏まえて、適切な判断をしていくことが可能になるのではないかというふうに考えておるところでございます。

○小林美恵子君 今の御説明でいきますと、つまり区域を設定する際にいわゆるそういう場が設けられるということでござりますけれども、例えばその大型店に対してどういう意見を出せるかという点については、私は担保がされていないというふうに思うんです。

そこで、私は二階大臣にお伺いしたいと思いますけれども、何よりも、第一種の大型店に関しては何せ届出も不必要にこの法案はなつております。これでは住民にとっては意見表明もできない。大型店がどんと出店してきて、小売の商店や住民の生活環境を脅かされることが予想されても黙つていなくちやいけないと。私、こうした点が本当に改正というふうに言えるのかと思うんですけど、大臣はいかがなんですか。

○国務大臣(二階俊博君) 大型店周辺の生活環境の保持ということは、これはもう極めて重要なことは当然のことであります。

今回の改正においても、周辺生活環境への弊害を防止するという観点から、特例区域の指定に際しては、市町村や地域住民の意向を十分に反映することができるよう、地域住民からの御意見を聴取するなどの手続を定めております。また、当該区域内の大型店に対し周辺生活環境への配慮を促す規定を設けたところであります。

いざれにしましても、第一種特例区域の指定は

地域が自らの判断で行うものであり、国が一律に強制するものではありません。このため、各地域が中心市街地の活性化と周辺生活環境の保持の両面を十分判断した上で本制度を活用していくだけが中心市街地の中でもそういう大型店が反映させながら、市街地の中でもそういう大型店ができるという方がいいんじゃないのかと私は思つているんです。

○小林美恵子君 では、しつかり本当に住民の意見が反映されるということが約束されるわけですか。

○国務大臣(二階俊博君) 特に今、お隣の北側大臣の方でいろんな道路建設、河川の修理等を行う場合でも地域住民の意見を聞くあるいはまた了解を得るということは当然行われておるわけであります。私がども、少なくとも中心市街地に大きな店舗が進出してくるというときに、地域住民の理解、協力なくしてそういうものが進出できるわけがありませんし、必ず地域住民の皆さん御同意を得ただいて進出するということについては今改めてお約束はできると思います。

○小林美恵子君 では、私は、北側大臣にお聞きをしたいと思いますけれども、そもそもまちづくりといいますのは、例えばハードの面でありますとか箱物とか、大型店がどんと来て発展すれば町が発展するというものではないというふうに私は思っています。やっぱり多様な商店や商店街があつて子供やお年寄りも歩いて気軽に買物に行ける、そこまでまた地域のコミュニティがてきて歴史と文化もやっぱり継承されていく、それこそ大型店も

が生まれては消え、生まれては消えという形で郊外の方にどんどん広がっていくということよりも、私はやはり市街地の中に既成の商店街の方々と共に存共栄する形で、また住民の方々の意見もよく反映させながら、市街地の中でもそういう大型店ができるという方がいいんじゃないのかと私は思つているんです。

市街地の中というのは、単にこの大店立地法だけの規制ではありません。様々な、景観法だとか景観計画だとか、もう様々、都心に来れば来るほど、市街地に来れば来るほど、そういう意味で、そこには多くの人たちが仮に住んでいるといふことであるならば、様々な規制があるわけでございまして、今、二階大臣がおっしゃったように、私は、地元の方々との連携協力なしにその大型店が持続的に発展していくことはできないといふふうに私も思います。そういう意味では、やっぱり住民の方々、地域の方々とよく連携を取ることの大変な大切であると思います。

○小林美恵子君 まちづくりには要するに共存共栄が重要だというふうな御答弁だったと思つていますか、その点でいきますと、大店立地法十三条の需給調整の禁止の条項で、自治体が大型店に対する独自の規制を行なうことが禁止をされました。やっぱり私たちこれが大問題だと思いま

す。

○国務大臣(二階俊博君) それぞれの市街地、地域では特性があります。それは、今委員のおつしやつたように、歴史とか文化とか自然環境とか景観とか、そうしたものに根付いたやはりまちづくりを進めていくということがすごく大事であると私も思います。

その大型店の話に関して申し上げますと、郊外の方に大型店ができるいく、また、どんどんそれ

が生まれては消え、生まれては消えという形で郊外の方にどんどん広がっていくということよりも、私はやはり市街地の中に既成の商店街の方々と共に存共栄する形で、また住民の方々の意見もよく反映させながら、市街地の中でもそういう大型店ができるという方がいいんじゃないのかと私は思つているんです。

仕組みとなつておるわけでありますし、何よりもまず特例区域の指定に当たつて、周辺生活環境に著しい悪影響が生じることのないようにしっかりと検討、判断していくことが特に重要であります。地域による適切な判断がなされることを期待しているわけであります。

○小林美恵子君 弊害が起これば特例を廃止をすることがあるという答弁でございました。

私、せつかくまちづくり三法見直しといいながら、大型店も商店街も住民も合意をしてまちづくりを進める共存共栄のルールが今回の改正案にもやっぱり担当されていないと思います。合意したまちづくりを進めるには、共存共栄、住民や消費者の意見が本当に反映されて、都道府県の知事の調整で地域に根差した需給調整ができるいわゆる小売商業調整特別措置法、この活用しかないといふことを指摘をして、質問を終わりたいと思います。

○渕上貞雄君 社民党的渕上です。

共存共栄のいわゆる手法といいますか、それとくいうのが本当に大切な視点だというふうに思つたんですけど、この点、北側大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) それぞれの市街地、地域では特性があります。それは、今委員のおつしやつたように、歴史とか文化とか自然環境とか景観とか、そうしたものに根付いたやはりまちづくりを進めていくということがすごく大事であると私も思います。

それで、前回、大型店を郊外に誘導して、それで、市街地が寂れ、今回は逆に裏返して、そういう大型店が市街地にどんどん出店できるような仕組みをつくる。これが本当に町が繁栄できるのかなと思うんですけど、ここで二階大臣にお聞きをしますけど、ここで二階大臣にお聞きをしましたが、各地域の取組も今から思えば必

ですか、大臣。○国務大臣(二階俊博君) 弊害と申しましても、これ様々な問題があるうと思いますから、悪影響があつた場合には、我々はケース・バイ・ケースで対応したいと思っておりますが、地域が、周辺生活の環境を保持するという観点、これは自らの判断で特例区域を廃止又は変更できる仕組みとなつておるわけでありますし、何よりもまず特例区域の指定に当たつて、周辺生活環境に著しい悪影響が生じることのないようにしっかりと検討、判断していくことが特に重要であります。地域による適切な判断がなされることを期待しているわけであります。

○小林美恵子君 弊害が起これば特例を廃止をすることがあります。

私は、せつかくまちづくり三法見直しといいながら、大型店も商店街も住民も合意をしてまちづくりを進める共存共栄のルールが今回の改正案にもやっぱり担当されていないと思います。合意したまちづくりを進めるには、共存共栄、住民や消費者の意見が本当に反映されて、都道府県の知事の調整で地域に根差した需給調整ができるいわゆる小売商業調整特別措置法、この活用しかないといふことを指摘をして、質問を終わりたいと思います。

○渕上貞雄君 社民党的渕上です。

三法が制定をされました。中心市街地の現状をどのように認識されているのか、また、まちづくり三法は中心市街地活性化にどのような効果があつたのか、具体的な事例があればお示し願いたいと思います。

○国務大臣(二階俊博君) お答えをいたします。全国の中心市街地につきましては、一部の例外を除き、全体として大変厳しい状況にあることは議員も御承知のとおりであります。その後の経済状況が厳しかつたこと、これも大きな要素であろうと思いますが、各地域の取組も今から思えば必

ずしも十分でなかつた面もあるのではないかと指

います。

こうした点を踏まえまして、今回提出しておる国支援策を有効に活用し、当該中心市街地のにぎわいが回復したものも、中には効果が出ているものもあるわけでございます。

ただいま御質問のように、具体的な例があればということでありますれば、例えば青森市では、公共施設、商業施設を市街地に集約するといった取組を自治体及び地権者、商業者という幅広い関係者が実施することにより駅前の歩行者通行量が四年間で約四割増加したという実績があります。

中心市街地の活性化成功事例はまだほかにもございますが、我々はそういうことを是非期待をしたいと思っておるわけでありますが、中心市街地活性化のためには地域の方々の町ぐるみのやはり意欲的な取組が一番大事なことではないかと思つております。一つでも多くこのようないい事例が、成功事例ができ上ることを期待し、中心市街地の活性化に関係者の皆さんの一層の奮起をお願いをしてまいりたいと思っております。

○渕上貞雄君 では、まちづくり三法はどのように評価されるんでしょうか。

○政府参考人(迎陽一君) 今までの三法につきましての評価でございますけれども、私どもも、関係する審議会で多数御議論をいただいたところで、その中でいろいろな御指摘も受けたところでございます。

具体的に申し上げますれば、従来、市町村が作成する基本計画について適切な評価をする仕組みが整えていかつた。あるいは、まちづくりの観点が商業に偏つて、公共施設の移転ですとか居住者の郊外の移転、いわゆる町の郊外化への対応というふうなことについての措置が不十分であつたと。あるいは、活性化の事業につきましても、商業関係の取組とそれからその他の関係者との連携が必ずしも十分ではなくて町全体としての取組につながつていなかつたと。こういうふうなことで、従来の制度についていろいろ課題があるといふうな指摘をいただいておるところでござ

ります。

方の中小の都市におかれまして、そこの中心市街地をどうやつて活性化していくのかという点に

外にいろんな大規模集客施設が立地してきたとい

うこともございましたので、市町村が準都市計画について知恵を絞つていただきまして、計画をしつかりした、きちっと目標を掲げかつ町ぐるみで取り組む、それからその様々な取組が一体的に推進させていただいている次第でございます。

○渕上貞雄君 法制定後も中心市街地の衰退は必ずしも歯止めが掛からない状況にあるのではないかと思うんですが、その理由についてどのようにお考えでしようか。

○政府参考人(迎陽一君) 法制定後の衰退が歯止めが掛からなかつたという点につきましては、やはり、まずその背景として経済の状況が必ずしも良くなかつたと、そういう中でその小売業の販売額なんかもずっと、毎年、前年を下回るというふうな、環境が非常に厳しかつたというふうなことがござります。

さらに、その上に、先ほど申し上げた点ともダ

ブりますけれども、郊外の開発、そういう郊外の居住者の増加、あるいは町の郊外化というふうなものが進展をしていついたと。あるいは、中

心市街地の商業におきましても顧客の方々のニーズに十分に対応できるようなものになつていなかつたと、そうしたことがあつて中心市街地のコミュニ

ニティーとしての魅力が低下をしていつたと。さらには、郊外に大規模な集客施設が立地をしてきたというふうなこともござります。こうした要因

が複合的に関連をしてきたというふうに考えてお

ります。

○渕上貞雄君 中心市街地の活性化はまちづくり三法がありますが、これらは都市部におけるまちづくりと思われます。しかし、各市町村は過疎化の進行に悩まされていると思いますが、このよう

な過疎地の市町村の活性化についてはどのようにお考えでしようか。

○政府参考人(迎陽一君) 中心市街地活性化法の対象として考えておりますのは、必ずしもこう

いった、ある程度の、一定規模以上の都市というふうなことで限定的に考えておるわけではございませんで、都市の規模にかかわらず、あるいは地

域を張れば、そこで立地規制ができるということの政策をやって、失礼しました、十二年改正でそういうことをやってまいりました。

しかしながら、都市計画の制度が原則立地が可能であると、そこに一部制限を掛けるというようなことでございましたがために、なかなか一つの市町村が厳しい措置をやつても周辺の市町村がそれをやらなかつた場合に効果が生まれなかつたというようなこと、要するに広域的な調整が困難なかつたということもございまして、なかなかこれらの制度を活用する例が少なかつたと、実態的に少なかつたと、余り活用されなかつたということがござります。

そういう意味で、今回は原則を逆転して、原則立地が不可能、できないと、立地をしようとする場合には都市計画の手続でもつて、地域の住民の意向、地域の判断を入れて立地をしていくこうとう具合に、また広域的な調整ができるような形で制度改正をしようとするものでございます。

○渕上貞雄君 中心市街地は、商業業務それから居住等の都市機能が集積をしているばかりではなく、やはり長い歴史の中で伝統文化財産を有しています。このため、中心市街地を再生させるためには、多くの人々が来訪するような人の交流の場、それから商業の活性化など環境整備が必要でありまして、そのためにはやはり快適な町並みの整備や歴史的、文化的建造物の保護など地域の魅力ある良好な都市景観をやはり形成していくことが最も重要なことではないかと思いますが、どのように取り組んでいかれようとしているのでございましょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 中心市街地に人を呼び込むためには、消費者ニーズを満たすような魅力的なテナントの整備に加えまして、子供から高齢者までのあらゆる人々が安心して楽しみながら

いが形成されたり、形成されつつも、ところ

もあるということも、そこを新たなまちづくりの

拠点とする場合もあるかもしませんが、通常

は、これまでの公共交通ネットワークの中心、拠

点として整備されまして、既存の都市ストックが

確保されており、地域の核としての歴史、文化を

有している、その中心市街地をまちづくりの拠点

とすることが望ましいんじゃないだろうかという

具合に考えてございます。

以上でございます。

○鈴木陽悦君 今、中長期というお話が出ましたので、次はその中長期について伺いたいんです。が、平成の合併もようやく一段落というところで、新たな枠組みの中で中心市街地を形成していかなきやいけないという地区もあります。例に出ましたコンパクトシティーとしてにぎわいを取り戻しました青森市、これも実にスタートから十七年の歳月を費やしての成功ということで、商業者、それから行政、市民の皆さん、正に一丸となつて取り組んできた成功だと思います、成果だと思います。

そこで、今回の法改正によりまして、町の、今局長からお話を出ましたけれども、中長期にわたる将来の姿、五十年先、百年先の町の姿というのを見据えた政策というのが絶対に必要だと思いますので、国交省としての中長期ビジョン、これをどうお考えなのか、大臣に伺います。

○国務大臣(北側一雄君) おっしゃっているところ、まちづくりというのは、十年、二十年単位もう当たり前、更に五十年、百年単位で展望を持つてまちづくりをしていく必要があるというふうに思っています。

先ほど来申し上げておりますが、一つは、やはり人口減少社会、超高齢社会の到来、この人口構造の大きな変化ということをよく念頭に置いて、それにふさわしいまちづくりをやはり志向していく必要があると思います。これが非常に一つ大事な、ビジョンとして大事なこと。そういう意味で、既存ストックを有効に活用し、都市機能はで

きるだけ集積して、コンパクトなまちづくりをやつしていくべきだと思います。

二点目に、やはりますますこれから先、経済を始めといたしましてグローバル化が更に進んでいくと思います。都市間競争がもつと激化していく

と思うんですね。そういう意味で、各都市、これ

は全国すべての都市とは申しませんが、都市のや

はり魅力というものを高めていかないといけな

い。それは、経済的な効率性の問題のことであれ

ば、さらには安全、安心面ということもあるかも

りません。やはり都市間競争に勝ち残つていけ

ならないというふうに思います。

さらに、三點目に、私は、これからやはりソーシャルな要素が非常に重視される時代なんだと思うんですね。それは、歴史とか文化はもちろんございませんけれども、環境、景観等々、そうしたことが非常に価値観として優先順位が高くなっています。やつぱりそういうことを重視したまちづくりを志向すべきであると思います。

最後にもう一点だけ申し上げますと、まちづくりというのは、大体、お上がやって成功した例はないんじゃないかなというふうに私は思うんですけどね。やつぱりそこにお住まいの住民の方々、そして地権者の方々、そして商業者の方々、そういう方々の主体的な取組というのがまずあって、創意工夫があつて、そこを官が、自治体が、国がしっかりとサポートをしていくというような体制のところが、全國あちこちで成功している例で共通している私は事柄じゃないかと思っております。そういう意味で、まちづくりのやつぱり手法としては、これは、これも当たり前のことがもしれませんが、住民参加と、住民参画ということが非常に大事なんだろうというふうに思っております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございました。

様々な特性を生かしたまちづくり、その中には非、政策にも夢づくりという言葉を、住民の皆さんが夢をしつかり持てるような、こうした政策を生かしていただきたい、それをお願い申し上げま

して、私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○委員長(羽田雄一郎君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了いたします。

これにて散会いたします。

午後零時一分散会

平成十八年五月二十五日印刷

平成十八年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A